

## 中高年者の職業生涯と職業訓練

富田康士

### 一、はじめに

今日、中高年者層の肥大化に伴ない、中高年者の雇用の安定は大きな社会問題となっているが、公共職業訓練に対しても、中高年者の新しい職業能力の形成に寄与すべきことが社会的に要請されている<sup>①</sup>。

中高年者の求職は、一般に従前の経験を生かすことを重視する傾向が窺える<sup>②</sup>。しかし、産業構造上、あるいは職種の特性等により、従前の経験を生かした就業ができない場合には、新しい職業能力の形成が余儀なくされよう。中高年者層の肥大化現象は必然的に中高年者の職種の転換に大きな影響をおよぼすことになる。

職業訓練法の改正<sup>③</sup>に伴ない、公共職業訓練（以下、単に「職業訓練」という）は今後の展開方向の一つを高令化社会に対応した中高年者層の就業を援助することに重きをおきつつある<sup>④</sup>。ところで、中高年者は若年者と異なる種々の特性を有するものであり、職業訓練においても、これらを十分考慮した運営をすることが必要となる。

中高年者の特性を職業訓練とのかかわりにおいて吟味すれば、まず第一に、中高年者は世帯主である場合が多く、

地域社会との結びつきの強いことが指摘できる。したがって、訓練受講のために転居することが困難となり、その行動範囲が限定されることである。第二は、豊かな職業経験を有しており、この経験を生かしたいという願望をもっていることである。そして第三は、肉体的機能、あるいは記憶、思考、情緒等、生理、心理的に若年者と比べ、顕著な相異がみられることである。

このような中高年者の特性を考慮して現行の職業訓練を見直すとするれば、いくつかの視点から検討されることが必要とされよう。その第一の視点は、中高年者が訓練の受講をするにいたった動機とはいったい何であるかについてである。そこには新卒訓練生の受講動機とは異なるものがあると思われる。まず職業訓練に何を求めているかについて分析する。

第二の視点は受講内容に関するものである。現行の職業訓練は、中高年者のもっている労働の意志と訓練に対する希望を生かし、新しい職業能力の形成にどのように寄与しているかについての分析である。ことばをかえていえば、現行の職業訓練は訓練を受けようとする中高年者の希望を生かして受講させ、かつ訓練の内容を十分に理解させるに必要な状況が整備されているか否かについての分析である。それでは、この状況の整備とは、どのような内実を意味するものであろうか。ここでは次の四点をあげておきたい。すなわち、その第一点は、職業訓練校に中高年者の受講を希望する訓練科が開設されているか否かということである。この調査の対象者は後で述べるが、主として能力再開発課程に在籍する中高年訓練生であり、職業訓練の受講は転職を前提とするものである。しかし、中高年者の働く意志と能力を尊重すれば、職業訓練は中高年者が受講を希望する訓練科で学ぶことができるよう、開設訓練科が整備されることが望ましい。広域移動が困難な中高年者にとって現行の訓練科の開設状況は中高年訓練生の希望をどのよう

に満しているであろうか、この点について分析する。第二点は、訓練内容が訓練生に十分に理解されているか否かということである。職業訓練校が身近かに設置されており、かつ受講を希望する訓練科が開設されているとすれば、残る大きな問題は、その訓練科での学科、実技の内容が十分に理解されるものであるか否かが問題となる。中・高年訓練生は現行の職業訓練の内容をどの程度理解しているであろうか。第三点は、訓練の受講にあたって十分な教材が用意されているか否かということである。また第四点は、職業訓練校の訓練環境には、中・高年者の特性が配慮されているか否かということである。「職業訓練に関する行政監察の結果（勧告）」<sup>①</sup>は、能力再開発訓練は「養成訓練との混合訓練が多く行われるなど、その運営に硬直的なものがみられる」と指摘し、訓練の実施にあたって「訓練対象者の年齢、社会的経験」を考慮した訓練の運営の必要性を勧告している。現行の職業訓練校の訓練環境には、どのような問題があるのであろうか。ここでは状況整備の内実を以上の四点に絞ることとする。そして最後に、中・高年訓練生は将来にわたって予想される訓練受講の効果について、どのように受けとめているかについて分析する。

本稿は以上大別して三つの視点から現行の職業訓練の実態を分析した結果について報告するものである。

## 二、調査の対象と方法

中・高年者の新しい職業能力の形成に職業訓練がどのように寄与しているかについて説明することを目的とすれば、研究の枠組みは在籍訓練生の意識や実態の分析にとどまらず、職業訓練校修了後の就業実態の解明をも含めた追跡研究、さらに修了生の就職先事業所の受け入れ側からみた訓練の効果の解明が必要とされよう。



した。

以上のような中高年者に対し、昭和五四年二月、アンケート調査を実施し、資料を収集した。調査の方法は、前記対象者およそ七二〇名を対象に、対象訓練校を経由して調査票の配布を依頼し、併わせて対象訓練校において回収を依頼した。したがって、回収はほぼ一〇〇%実現できたが、アンサー・チェックの結果、一部不良回答とせざるをえないもの、また回答拒否等、合わせて五〇票ほどが分析の対象から除外される結果となった。訓練科別有効回答票数は表一に示すとうりである。

### 三、調査の結果

#### 1、入校前の経歴

以下、調査の結果について述べることにするが、それに先立って本調査の対象となった訓練生のプロフィールがどのようなものであるかについて概略述べておきたい。

まず、表二は調査対象者の学歴について分類した結果を示しているが、これによれば、「初等・前期中等教育終了者」、「後期中等教育終了者」、「高等教育終了者」はそれぞれ五五%、三二%、一〇%となり、訓練生の中心は義務教育終了者である。

表2 学 歴 (%)

学 歴	構 成 比 N=670
初等・前期中等教育終了者*	54.5
後期中等教育終了者	31.5
高等教育終了者	10.3
その他	3.4
N A	0.3

\* 旧小学校尋常科および高等科を含む

表3 年 令 (%)

年 令			構 成 比 N=670
35	~	39才	14.5
40	~	44才	13.1
45	~	49才	10.3
50	~	54才	15.8
55	~	59才	26.0
60	~	64才	18.1
65才以上			1.8
N	A		0.4

次に前職の内容および前職を退職してから職業訓練校に入校するにいたった経緯等について、その概略を述べる。

まず、前職の就業上の形態については、「雇用されていた者」は九六%で訓練生の大部分を占めており、「自営」、「家事手伝」、「家庭内職」者はあわせて三%である。

表四は、訓練生の前職を分類した結果を示しているが、これによれば訓練生の前職は「技能工・生産工程作業員」(五六%)がもつとも多い。しかも本分類による「管理的職業従事者」(八%)の大部分は、

年令別(表三参照)では、「三五~四四才」層という比較的若い年令層は二八%、そして行政上、中高年に分類される者のうち「四五~五四才」層は二六%、「五五~六四才」層は四四%で、訓練生の中心は定年退職者、あるいは定年を間近かにひかえた年令層といえよう。なお「六五才以上」の訓練生も二%含まれている。これを平均年令に直してみると、全訓練生の平均年令は五一・三才である。また、訓練系別には「運輸・整備系」の四四・三才を最低に、最高の「表具系(科)」の五六・八才の間には一二・五才の差がある。

表4 入校者の前職 (%)

大 分 類	構 成 比 N=670
専門的技術的職業従事者	3.0
管理的職業従事者	7.6
事務従事者	14.0
販売従事者	1.8
農林作業員	0.4
採鉱・採石作業員	0.3
運輸・通信従事者	5.2
技能工・生産工程作業員	56.0
保安職業従事者	3.1
サービス職業従事者	1.2
N A	7.4

表5-1 前職の退職理由(雇用されていた者) (%)

退職理由	構成比 N=640
会社都合のため	69.8
自己都合のため	28.9
N A	1.3

表5-2 (%)

会社都合の内容	構成比 N=447
定年	38.4
雇用期間の終了	4.3
希望退職募集	27.5
人員整理	17.0
倒産	7.2
その他	5.6
N A	

表5-3 (%)

自己都合の内容	構成比 N=185
一時的・不安定な仕事だったから	8.1
収入が少なかったから	5.9
時間的・肉体的に負担が大きかったから	24.3
配置転換を命ぜられたがいやだったから	9.7
対人関係がうまくいかなかったから	12.4
自分の能力を発揮できなかったから	11.9
その他	24.9
N A	2.8

現業系部課長であった者であり、これを加えれば技能工・生産工程に関連していた者は六四%となり、訓練生の主体をなしている。次いで多いのは「事務従事者」(一四%)、「運輸・通信従事者」(五%)であるが、一般に高い専門性を要求される「専門的技術的職業従事者」であった者も三%含まれており、訓練生の前職は多様である。

では、どのような理由によって前職を退職したのか、その理由について前職で「雇用されていた」という六四〇名

(全体の九六%)  
 について分析したところ(表五-1  
 (三参照)、「会社  
 都合退職者」は七  
 〇%、「自己都合  
 退職者」は二九%  
 である。「会社都  
 合退職」の理由を  
 さらにこまかくみ  
 ると、「定年」が  
 三八%でもっとも  
 多く、「希望退職

表6 前職の企業規模 (%)

企業規模		構成比 N=670
1	人	0.6
2	～ 4人	1.9
5	～ 29人	12.3
30	～ 99人	12.3
100	～ 299人	14.6
300	～ 999人	23.3
1000	人以上	32.5
官	公 庁	1.3
N	A	1.2

募集」(二二八%)、「人員整理」(一七%)が次いでいる。また、「雇用期間の終了」は四%であるが、これと「定年」とを加えると「会社都合退職者」のうち退職時期を予知できる者は四三%となる。一方、「自己都合退職」の理由としては、「時間的、肉体的に負担が大きい」ことを理由にする者が二四%ともっとも多く、「対人関係がうまくない」、「能力を發揮できない」ことを理由にあげる者がそれぞれ一二%ある。

それでは次に、訓練生の前職の企業規模についてみる(表六参照)。もっとも訓練生の多い前職の企業規模は、「一〇〇〇人以上規模」の三三%で、三人に一人はいわゆる大企業の従業員であった者である。これに「三〇〇人以上規模」と「官公庁」を含めると五七%の訓練生が該当し、中・大企業の出身者が過半数を占めていることになる。

しかし、中高年者を対象とする職業訓練が実施されていることが、中・大企業出身者に対してのみ周知されていたのではない。職業訓練校において、中高年者を対象とする職業訓練が実施されていることを知った時期を、前職を退職後「職業安定所における求職時点」と「それ以前」とに分けてみたところ前者は四二%であり、また後者は五八%となっている(表七参照)。このうち「それ以前」から知っていたという者を企業規模別にみると、「一人規模」(七五%)、「二～四人規模」(八五%)、「五～二十九人規模」(六五%)と、二十九人以下の企業規模と、「官公庁」(七九%)の者に広く知られていたといえる。

表7 企業規模別訓練校の存在の認知 (%)

訓練校の存在		求職所で時	知それ以前に	N A
企業規模				
全	体(N=670)	41.8	58.2	
1	人(N= 4)	25.0	75.0	
2	~ 4人(N= 13)	15.4	84.6	
5	~ 29人(N= 82)	35.4	64.6	
30	~ 99人(N= 82)	50.0	50.0	
100	~ 299人(N= 98)	52.0	48.0	
300	~ 999人(N= 156)	40.4	59.6	
1000	人以上(N= 218)	41.3	58.7	
官	公 庁 (N= 9)	22.2	77.8	
N	A (N= 8)	12.5	87.5	

らの退職者のうち、職業訓練校入校までの間に就職しようと思えば「就職ができた」者は二六%、「自営ならできた」という者四%、「就職も自営もできなかった」という者は六四%である。訓練生のうち四人に一人は就職ができたにもかかわらず受講している者である。

最後に、通学所要時間について記しておく。職業訓練校までの通学所要時間について片道「六〇分以内」で通学が可能であるという者は五八%

それでは、「それ以前」から知っていた者が、職業訓練に関する情報をどのような経路から入手したかについてみてみる。

まず「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等」のマスメディアによるものが二八%と最も多く、次いで「知人・友人」(二六%)、「会社の同僚、上役」(一六%)の順となっている。「職業訓練校の修了者」からという者は九%である。

次に、前職を退職した後の求職活動についてみると、まず「仕事を探した」という求職活動の経験を有する者は八五%であり、「全然しなかった」者は一三%である。そして、これ

表8 通学時間 (%)

時 間	構 成 比 N=670
30分以内	20.9
30分以上~ 1時間以内	37.3
1時間以上~ 1時間30分以内	28.2
1時間30分以上~ 2時間以内	11.2
2時間以上	1.9
N A	0.5

(表八参照)であるが、これを片道「九〇分以内」に時間の範囲を拡げてみると、およそ八六%の訓練生が該当している。この結果から推定すれば、片道九〇分の所要時間は通学可能時間のおおよそ上限を意味しているといえよう。しかし、「九〇分以上」の通学者も一三%含まれている。

それでは、このような属性および職歴を有する中高年者は、職業訓練に何を期待し、職業訓練からどのような寄与を受けているであろうか。これを主として訓練系列、年令別、学歴別にみてみることにする。

## 2、入校動機

片道九〇分を超える通学時間は訓練生にとって、その負担は軽いものとはいえないであろう。しかし、それにもかかわらず長時間を費し、受講している訓練生には特別な理由があるのだろうか。

ここでは、まず訓練生の在籍訓練科が訓練生自身の希望と合致していたか否かとの関連でみてみる。

表 9 通学所要時間別訓練科に対する希望充足の有無 (%)

訓練科に対する希望充足 通学所要時間		希望どおり	希望どおりでないが、ほぼ満足	希望どおりでない	N A
		全 体 (N=670)	59.3	27.8	12.5
30分以内 (N=140)	52.9	29.3	17.1	0.7	
30分以上～1時間以内 (N=250)	59.6	26.4	13.6	0.4	
1時間以上～1時間30分以内 (N=189)	60.8	27.0	11.6	0.6	
1時間30分以上～2時間以内 (N=75)	64.0	30.7	5.3		
2時間以上 (N=13)	61.5	38.5			
N A (N=3)	100.0				

表九によれば、在籍している訓練科が「希望どうりの訓練科でない」という者は、「九〇分以内」の通学圏の訓練生に多く、逆に「九〇分以上」の通学圏の訓練生には少ないという特色がある。一方、「希望どうりの訓練科であった」という者は長時間通学者に多い。このことは、訓練内容が本人の期待と合致すれば、訓練の受講は長時間通学の負担にかえても意義のあるものであると理解されていることを示しているといえよう。

それでは、この意義とは具体的にどのようなものであろうか。これを入校の動機という視点からみてみることにする。

表一〇は、入校の動機と思われる七項目について五段階評価によって回答を求め、その結果を平均値で示したものである。すなわち、表一〇の平均値の一・〇乃至二・五は質問に対する否定的回答であり、二・六乃至三・五は中間的回答となる。そして三・六以上は肯定的回答となる。

この尺度によって訓練生の全体の入校動機をみると、いまずぐ就職する必要はないが「将来にそなえて得だと思ふ」（平均値四・四）という判断にもとずいて入校していることがわかる。この「将来にそなえて得だと思ふ」という項目に示された平均値は、後にみる通学時間別、訓練系別、学歴別、年齢別等々どのような角度からみても肯定的に回答されており、訓練の受講は将来の生活に有意義であるという判断にもとずいていることがわかる。では、その意義の具体的内容についてみてみるが、「将来にそなえて得だと思ふ」という項目を除いた六項目のうち肯定的に回答された項目はみあたらない。しかし、比較的高く回答された項目は、「ちがった仕事をする」（平均値三・五）ために職業訓練校で新しい職業能力を習得し、習得した新しい技能で「すぐ就職できると思つて」（平均値三・五）入校したというものであり、全体としては「雇用される」ことを期待して入校しているといえよう。

表10 入 校 動 機

(平均値)

入校動機 項目		就職の世話をしてもら	えすぐ就職できると思っ	たから	職よい賃金のところへ就	か雇用保険が延長される	ちがった仕事をしてみ	つ独立自営をしたいと思	思将来にそなえて得たと
		3.0	3.5	3.1	2.8	3.5	3.2	4.4	
全 体		3.0	3.5	3.1	2.8	3.5	3.2	4.4	
① 通学 時間	90 分 以 内	3.0	3.5	3.1	2.9	3.5	3.0	4.4	
	90 分 以 上	2.9	3.6	2.9	2.9	3.6	3.3	4.1	
② 訓 練 系 別	運 輸 ・ 整 備	2.6	3.4	3.2	3.4	3.4	3.1	4.6	
	金 属 加 工	3.0	3.6	3.2	2.9	3.4	3.0	4.3	
	化 学	3.0	3.3	3.3	3.5	3.3	3.1	4.4	
	電 気	2.7	3.2	2.9	2.4	3.3	3.5	4.2	
	建 築	3.3	3.5	3.4	3.1	3.4	3.2	3.9	
	建 築 物 衛 生 管 理	3.9	4.1	2.9	1.9	3.6	1.6	4.1	
	ブ ロ ッ ク ・ 造 園	3.0	3.8	2.9	2.7	3.9	3.6	4.4	
	事 務 サ ー ビ ス 具 表	3.1	3.2	2.9	2.6	3.5	2.6	4.6	
③ 学 歴 別	初等・前期中等教育終了	3.2	3.6	3.2	3.0	3.7	3.1	4.4	
	後期中等教育終了	2.8	3.3	2.9	2.6	3.1	3.2	4.3	
	高 等 教 育 終 了	2.7	3.2	2.8	2.7	3.4	3.3	4.4	
④ 年 令 別	35 ~ 39 才	2.9	3.3	3.1	2.6	3.3	3.4	4.4	
	40 ~ 44 才	2.9	3.6	3.2	2.7	3.5	3.5	4.1	
	45 ~ 49 才	2.9	3.4	2.9	2.7	3.2	3.5	4.4	
	50 ~ 54 才	3.0	3.6	3.3	2.8	3.5	3.0	4.4	
	55 ~ 59 才	3.4	3.6	3.2	3.1	3.5	2.9	4.3	
	60 ~ 64 才	2.9	3.3	2.7	3.1	3.8	2.9	4.5	
⑤ 理 由 別	65 才 以 上	2.6	3.3	2.0	2.6	3.4	3.0	4.4	
	会 社 都 合 自 己 都 合	3.1	3.5	3.2	3.0	3.6	3.0	4.3	
⑥ 職 入 校 前 就 可 否	就 職 可 能 だ っ た	2.8	3.5	3.1	2.7	3.7	3.7	4.4	
	就 職 不 可 能 だ っ た	3.3	3.6	3.2	2.9	3.4	2.9	4.3	

では、先きに述べた通学時間(表一〇④参照)の長短別にみてる。訓練の受講は「将来にそなえて得だと思う」ということはどのような訓練生にも共通してみとめられている。したがって、以下は、その意識がどのような理由にもとずいているかについてみることにする。

まず、「九〇分以内」の通学者では、肯定的に回答された項目はないが、「ちがった仕事をする」(平均値三・五)ために技能を習得し、修了後「すぐ就職できること」(平均値三・五)を期待するという二項目には肯定的回答に近い平均値が示されている。このグループの場合、「独立自営をはかること」(平均値三・〇)を除けば全体の結果に近い傾向を示しているといえる。一方「九〇分以上」の通学者の場合、「ちがった仕事をする」(平均値三・六)と、「すぐ就職できること」(平均値三・六)は肯定的に回答されており、各項目に示された平均値は全体の傾向と極めて類似している。この「九〇分以内」と「九〇分以上」の通学者を比較して相違のみられる項目は、「九〇分以上」の通学者に「独立自営をはかること」という、将来展望に立った訓練生が多く、この点に受講動機の違いをみることが出来る。

次に訓練系別にみてる(表一〇⑤参照)。「運輸・整備系」では、「ちがった仕事をする」(平均値三・四)ために技能の習得をすること、「すぐ就職ができること」(平均値三・四)の二項目を期待する意識のほか、「雇用保険金の支払い期間の延長を期待する」(平均値三・四)という意識も窺うことができ、早期就職の期待と雇用保険金期待という二つの側面を有しているといえよう。「金属加工系」は、「すぐ就職できること」(平均値三・六)という早期就職の可能性を期待している点に特色があるといえよう。「化学系」は「雇用保険金の支払い期間の延長を期待する」意識に特色がみられる。すなわち、この項目に示された平均値は三・五で肯定的回答とはいえないが、九訓練系のうちではもっとも高い。「電気系」は「独立自営をはかること」(平均値三・五)に、そして「建築系」では、肯定的回

答に近い平均値が示された項目として、「ちがった仕事をする」(平均値三・四)ために技能を習得し、それによって「よい賃金のところへ」(平均値三・四)、「すぐ就職できると思って」(平均値三・五)入校しているという意識が窺える。次の「建築物衛生管理系(科)」と「ブロック・造園系」は入校の動機がかなりはつきりしている訓練系といえる。まず「建築物衛生管理系(科)」は、これまでと「ちがった仕事をする」(平均値三・六)ために新しい技能を習得し、そのことによって「すぐ就職できると思って」(平均値四・一)おり、その就職先については「訓練校で就職の世話をしてもらえ」(平均値三・九)という、雇用について強い期待をもっていることに特徴があり、「独立自営をはかること」(平均値一・六)を目的とした入校動機は極めて低い。「ブロック・造園系」は、これまでと「ちがった仕事」(平均値三・九)を、「独立自営をはかる」(平均値三・六)ことによって実現させようとする傾向のほか、「すぐ就職できる」(平均値三・八)ことに対しても高い期待を示しており、修了後の方針に「雇用期待」と、「独立自営期待」の意識のあることがわかる。「事務サービス系」は「ちがった仕事をする」(平均値三・五)ことに入校の動機があるが、修了後の就業方針については明確なものをもっていない。「表具系(科)」では「独立自営をはかる」(平均値四・五)ことに特色がみられ、この項目に対する期待は九訓練系中もっとも高い。

以上の入校動機をまとめると、まず何らかの職業に従事するための技能習得を目的に入校した者と、いまず就職する必要性をとくに感じていない者とに分けることができる。前者を、さらに就業上の形態で分けると、「雇用される」ことを期待する者と、「独立自営をはかる」ことを期待する者とに分けられる。いまこれを「雇用期待型」、「独立自営期待型」といい、また就業の緊要性の低い者を「就業待機型」というならば、「雇用期待型」には「建築物衛生管理系(科)」が該当し、「建築系」もこれに近い型といえよう。また「独立自営期待型」には「表具系(科)」が該

当し、「電気系」はこれに近い型といえよう。なお「ブロック・造園系」は「雇用期待型」、「独立自営期待型」の両方の性格を有している。また「就業待機型」に該当する訓練系はみあたらないが、「化学系」、「運輸・整備系」はこれに近い型の訓練系といえよう。

表一〇〇は、学歴別に分析した結果を示している。これによれば、学歴は訓練の受講を決意するにいたった動機と関係のあることがわかる。例えば、「初等・前期中等教育終了者」の場合、これまでと「ちがった仕事をしてみたい」と思って「(平均値三・七)新しい技能を習得するために入校し、そのことによって「すぐ就職できると思った」(平均値三・六)という、就職と受講とを強く結びつけて考える傾向がある。一方、「後期中等教育終了者」は、六項目のうち、肯定的に回答した項目はない。そしてその傾向は「高等教育終了者」と類似している。すなわち「高等教育終了者」は、雇用されることに関する各項目と「雇用保険金の支払い期間の延長を期待する」ことに対しての関心はうすい。

要約すれば、「初等・前期中等教育終了者」は「雇用期待型」に該当し、「高等教育終了者」は「独立自営期待型」に近い型の訓練系といえよう。

年令別(表一〇〇参照)では、五〇才を境に「すぐ就職できると思って」入校したという早期就職の期待と、「ちがった仕事をしてみたい」、および「独立自営をはかること」の三項目に対して特色がみられる、すなわち、早期就職の可能性を期待する者は五〇才以上の年令層に高く、逆に五〇才以下の年令層では「独立自営をはかること」に対して期待をもっているといえる。そして、五〇才以上の年令層の者は、就職にあたって「ちがった仕事をする事」に対して比較的寛容であるが、五〇才以下の年令層の者は「ちがった仕事をする事」に対して、必ずしも寛容では

ないといえる。

これを要約すれば、どちらかといえば五〇才以上の者は「雇用期待型」に該当し、五〇才以下の者は「独立自営期待型」に近い型の年令層といえよう。

比較的若い年令層の訓練生に意識されている「独立自営をはかること」は、積極的に受講しようとする訓練生に共通してみられることである。

退職理由別（表一〇㊦参照）に入校動機をみると、前職を「会社都合」で退職した者は「すぐ就職できること」（平均値三・五）を期待する傾向が窺えるが、前職を「自己都合」で退職した者は、「すぐ就職できること」（平均値三・五）という回答からもわかるように、「雇用されること」を期待する者と、「独立自営をはかること」（平均値三・五）を期待する者との二つに分かれている。

以上を要約すれば、「会社都合退職者」は「雇用期待型」に近い型を有しており、また「自己都合退職者」は「雇用期待型」、および「独立自営期待型」の二つの面にそれぞれ近い型であるといえよう。

また、前職の就業上の形態が「雇用されていた者」（六四〇名）のうち、二七％は入校前、「就職が可能であった」にもかかわらず敢えて職業訓練校で技能・知識の習得を試みるという者であるが、これと「就職も自営もできなかった」という者との入校動機を比較すると（表一〇㊧参照）、前者には「ちがった仕事をしてみたいと思って」（平均値三・七）新しい技能の習得をするために入校し、それを「独立自営をはかること」（平均値三・七）によって実現させたいという将来の職業生活について明確な目的を有している。これに対し、後者は「すぐ就職できると思って」（平均値三・六）入校している点に特色がある。

表11 退職理由別入校前就職の可否 (%)

退職理由 \ 就職の可否	可能就職が	ら自営可能な	か出来たな	N A
全 体(N=640)	26.7	3.4	65.9	3.9
会社都合(N=447)	24.6	2.5	69.6	3.3
自己都合(N=185)	33.0	5.4	58.9	2.7
N A(N= 8)		12.5	25.0	62.5

以上の結果から職業訓練校入校前、「就職が可能であった者」は「独立自営期待型」に該当し、「就職も自営もできなかった者」は「雇用期待型」に該当するといえる。

「就職が可能であった」にもかかわらず職業訓練校に來ている者は、前職を「会社都合」によって退職した者(二五%)よりも、「自己都合」によって退職した者(二三%)のほうが多いこと(表一参照)、しかも、「自己都合」退職者は年令の若い層に多いが、これらのことが訓練に対する姿勢を積極的にさせているといえよう。

職業訓練校に在籍している訓練生の中には、修了後の職業生活に対して消極的な姿勢をもつ一群のあることがわかるが、入校前に「就職が可能であった」にもかかわらず受講している者、さらに「前職を自らの意志で退職して訓練を受講している者」、あるいは比較的若い年令層の者等は、訓練に対する期待が強い者であるといえよう。これらの訓練生に共通して「独立自営をはかる」という明確な目標をもつ訓練生が多いが、これらの訓練生をどのように受け入れ、どのように対処するか、今後、中高年者の訓練の運営上、考慮すべき要素となるのではないであろうか。

### 3、受講生の意識

#### イ、訓練科に対する満足感

ここでは、在籍訓練科に対する希望充足の有無についてみてみる。まず全体では「希望どりの訓練科である」という者五九%、「希望どりの訓練科ではないが、ほぼ満足」という者二八%、そして「希望どりの訓練科でない」という者一三%となっており、この結果、全体に占める「満足」感の表明者と、「ほぼ満足」、「不満」の表明者の比率はほぼ六対四の割合となる(表一二参照)。

それでは、「満足」という者、また「ほぼ満足」および「不満」という者はどのような前職の者に多いのか。まず前職とのかかわりで満足感の有無を分析し、次いで「ほぼ満足」および「不満」という者が実際に望んでいた訓練科とはいったい何であったかについて分析する。

表一二は、前職と在籍訓練科に対する満足感の有無について、その関連をみたものである。これによれば、前職が「技能工・生産工程作業員」であった者のうち、在籍訓練科に対して「満足」を表明する者は五四%にすぎないことがわかる。また「保安職業従事者」(五七%)、「サービス職業従事者」(五〇%)、「採鉱・採石作業員」

表12 前職(大分類)別在籍訓練科に対する希望充足の有無 (%)

大分類	訓練科に対する希望充足	希望どりの有無			N A
		希望どおり	希望どおりでないが、ほぼ満足	希望どおりでない	
全体	(N=670)	59.3	27.8	12.5	0.4
専門的技術的職業従事者	(N= 20)	85.0	10.0	5.0	2.0
管理的職業従事者	(N= 51)	74.5	19.6	3.9	
事務従事者	(N= 94)	64.9	24.5	10.6	0.5
販売従事者	(N= 12)	66.7	8.3	25.0	
農林作業員	(N= 3)	100.0			
採鉱・採石作業員	(N= 2)	50.0	50.0		
運輸・通信従事者	(N= 35)	62.8	28.6	8.6	
技能工・生産工程作業員	(N=375)	53.9	30.4	15.2	
保安職業従事者	(N= 21)	57.2	33.3	9.5	
サービス職業従事者	(N= 8)	50.0	37.5	12.5	
N A	(N= 49)	59.2	30.6	10.2	

ここで、在籍訓練科に対する希望充足の有無についてみてみる。まず全体では「希望どりの訓練科である」と

(五〇%) も低い。しかし、技能工・生産工程に関連していた者でも、部課長クラスの役職者が含まれている「管理的職業従事者」、すなわち、現業系の訓練生でも前職の内容が機械の調整、作業の段取り、あるいは操作等に関する業務に限らず、対人関係に関する業務、あるいは諸々の情報・資料の整理・収集に関する業務が大きなウエイトを占めるようになる職業分野では七五%が満足している。いま仮りに、対人関係に関する業務、諸々の情報、資料の整理・収集に関する業務のウエイトの高い労働者をホワイトカラー労働者というならば、本分析においては「専門的技術的職業従事者」、「事務従事者」および「販売従事者」等がこれに該当するが、これらはいずれも、在籍訓練科に対し「満足」と表明する者が六五%を超え、中でも「専門的技術的職業従事者」では八五%と高い割合を示しているという特色がある。いわば、前職が生産的スキルから遠ざかっていた人、あるいは無技能者に対しては現行の職業訓練は彼らの期待に応える可能性を高く有しているといえる。

それでは次に、訓練系別に満足度をみると(表一三参照)、「満足」という表明率が六〇%をこえる訓練系は、「表具系(科)」、「(八〇%)」、「事務サービス系」(七八%)、「運輸・整備系」(七四%)、「ブロック・造園系」(六三%)である。他方、「不満」を表明する者(二三%)について、訓練系別にみると「建築物衛生管理系(科)」、「(二八%)」、「金属加工系」(一八%)、「建築系」(一五%)、「化学系」(一四%)の四訓練系は全体の平均より高い。このうち、「建築物衛生管理系(科)」は他の訓練系に比べ、「不満」の表明率がとくに高い。この理由を本調査票に設けられた自由記述欄の記述の分析からみれば、職業訓練校の訓練内容に関する情報提供のありかたに問題があるように思われる。記述のうち二、三を原文のまま紹介すると、ある訓練生は「ビル管理科を応募したのは、ボイラー技士が目的ではなかった。ビル管理事務管理が目的で応募したが、訓練校へ入校して初めてボイラー技士養成目的を知ったわけで、入校前の確認

表13 在籍訓練科に対する希望充足の有無 (%)

訓練に対する希望充足		希望どおり	希望どおりでない が、希望ほど満足でない	希望どおりでない	N A	
系・年齢・学歴						
全 体 (N=670)		59.3	27.8	12.5	0.4	
訓練系別	運 輸・整 備(N= 35)	74.3	20.0	5.7	1.6	
	金 属 加 工(N=179)	50.3	31.3	18.4		
	化 学(N=102)	55.9	30.4	13.7		
	電 気(N= 66)	53.0	40.9	4.5		
	建 築(N= 40)	57.5	27.5	15.0		
	建築物衛生管理(N= 25)	44.0	28.0	28.0		
	ブロック・造園(N=118)	62.7	25.4	10.2		1.7
	事務サービス(N= 83)	78.3	18.1	3.6		
表 具(N= 20)	80.0	10.0	10.0			
N	A(N= 2)					
年 令 別	35 ~ 39 才(N= 97)	56.7	28.9	14.4	2.3	
	40 ~ 44 才(N= 88)	56.8	28.4	12.5		
	45 ~ 49 才(N= 69)	55.1	30.4	14.5		
	50 ~ 54 才(N=106)	56.6	28.3	15.1		
	55 ~ 59 才(N=174)	63.8	24.7	10.9		0.6
	60 ~ 64 才(N=121)	60.4	28.9	10.7		
	65 才 以 上(N= 12)	66.7	25.0	8.3		
N	A(N= 3)	66.7	33.3			
学 歴 別	初等・前期中等教育終了(N=365)	55.1	30.7	13.7	0.5	
	後期中等教育終了(N=211)	62.6	25.1	12.3		
	高等教育終了(N= 69)	71.0	17.4	10.1	1.5	
	そ の 他(N= 23)	60.9	34.8	4.3		
	N	A(N= 2)	50.0	50.0		

失敗でした。安定所で徹底した説明が必要であります」(五〇才)と記している。また別の訓練生は「羊頭を建前と

して狗肉を売るよりも、ボイラー科とでも改名するか、入校の面接の時、ボイラーを主とした学科である事を知らせるべきだと思う」(五〇才)と記し、さらに別の訓練生は「ビル管理科とは結論としてボイラー技士の養成であり…」(五七才)等々の記述にみられるように、訓練科選択の基礎となる情報の不足が一つの原因であると思われる。

ところで、全体で四〇%の「ほぼ満足」、「不満」があったということも、それは訓練科を新しく開設するという制度的な要求を意味するものではない。表一四は、在籍訓練科に対して「ほぼ満足」、「不満」と表明した者が、実際に受講したいと希望する訓練科を摘記したものである。これによれば、「運転・整備系」から「表具系(科)」にわたる三五訓練科の一二三名については、調査対象校に限定しても「自動車運転」を除き、いずれかの職業訓練校で受講することが可能であることを示している。また「その他」に該当する訓練科も「建築設計」を除いてはほとんどの訓練科は既に開設されており、開設訓練科の現況は概ね中高年者のニーズに適合しているとみてよいであろう。

むしろ問題の一端は、訓練を受講する訓練生の側にあるように思われる。というのは、在籍訓練科に対し満足度の低い者二七〇名のうち一四七名(五四%)は、受講を希望する具体的な訓練科を調査票に書き入れていない(表一四参照)。この無記入者の全てが自分の進路を決めかねている者とは断定できないが、その多くは入校の時、自分の進むべき方向をみい出すことができなかった者であると考えられることはできないであろうか。このような訓練生は、学歴の低い者ほど顕著に増大する(「初等・前期中等教育終了者」(五七%)、「後期中等教育終了者」(四八%)、「高等教育終了者」(四二%)。傾向があり、入校にあたって、十分な進路相談がなされる必要がある。なお、これらの訓練生に対する進路相談は、新しい訓練科を開発するための資料を得ることになる。

次に、満足度を年令別にみると、五五才を境に、五五才以下の各年令層では「満足」を表明する者はいずれも五五

表14 在籍訓練科が「希望どおりではないが、ほぼ満足」および「希望どおりでない」者の希望する訓練科

運転・整備系		建築物衛生管理系	
自動車整備	N= 8	建築物衛生管理	N= 5
重機運転	N= 2	冷凍空調	N= 4
建設機械運転	N= 2	ボイラー運転	N= 3
フォークリフト 運転	N= 1	-----	
自動車運転	N= 1	タイル・造園系	
-----		造園	N=10
金属加工系		ブロック	N= 3
機械	N= 4	タイル	N= 1
溶接	N= 3	-----	
板金	N= 3	事務サービス系	
配管	N= 3	一般事務	N= 5
金型	N= 1	保健事務	N= 2
鋳造	N= 1	税理経理事務	N= 1
鉄工	N= 1	経営実務	N= 1
-----		生産管理	N= 1
化学系		社会保険労務士	N= 1
印刷	N= 5	-----	
写真整版	N= 4	表具系	
塗装	N= 3	表具	N= 1
看板文学・絵	N= 1	-----	
うるし	N= 1	その他	
-----		調理	N= 3
電気系		製図	N= 2
電子	N= 5	建築製図	N= 1
電気機器	N= 4	トレーサ	N= 1
電気工事	N= 4	建築設計	N= 1
-----		測量	N= 1
建築系		広告デザイン	N= 1
建築大工	N= 8	工芸デザイン	N= 1
大工	N= 7	室内装飾	N= 1
-----		タイプ	N= 1
		-----	
		NA	N=147

%乃至五七%であるのに対し、五五才以上の各年令層では六〇%乃至六七%となっており、比較的年令の若い、いわば訓練の受講を真険に受けとめざるをえない年令層の者に満足感が低いという結果が示されている。また、この満足度を学歴制にみると、そこに相関がみとめられる。すなわち「満足」という者は学歴が高くなるほ

表15 学習の難易 (%)

学科・実技 全体・系・年令・学歴		学	実
		科	技
全 体 (N=670)	やさしい	8.1	6.1
	適当	50.7	46.6
むつかしい	むつかしい	38.8	44.2
	N	2.4	3.1
訓練 系別	運輸・整備(N=35)	40.0	40.0
	金属加工(N=179)	43.0	58.1
	化学(N=102)	33.3	44.1
	電気(N=66)	53.0	40.9
	建築(N=40)	50.0	52.5
	建築物衛生管理(N=25)	72.0	24.0
	ブロック・造園(N=118)	22.0	37.3
	事務サービス(N=83)	41.0	28.9
	表具(N=20)	10.0	50.0
	N	A(N=2)	50.0
年令別	35～39才(N=97)	41.2	39.1
	40～44才(N=88)	39.8	46.6
	45～49才(N=69)	36.2	49.3
	50～54才(N=106)	34.9	36.8
	55～59才(N=174)	38.5	44.8
	60～64才(N=121)	38.8	48.8
	65才以上(N=12)	58.3	50.0
学歴別	N	66.7	33.3
	初等・前期中等教育終了(N=365)	44.4	50.9
	後期中等教育終了(N=211)	37.0	40.8
	高等教育終了(N=69)	15.9	21.7
	その他(N=23)	34.8	39.2
N	A(N=2)	50.0	

ど増加する傾向があり、学歴の高い者にとって在籍訓練科に対する満足は高い。

ロ、訓練内容の理解度

次に、学科、実技の理解の程度を検討することとする。

表一五は、訓練内容の理解の難易の程度に関する訓練生の意識を示している。

まず、学科については全体の三九%の者が「むつかしかった」と表明し、学科の理解は必ずしも容易でないことを

示している。

これを訓練系別にみて「むつかしかった」という表明率が五〇%を超える訓練系は、「建築物衛生管理系(科)」が七二%ともっとも高く、次いで「電気系」(五三%)、「建築系」(五〇%)となっている。

次に年令別にみると、三五才以上六四才以下の各年令層ではほぼ四〇%前後であるが、「六五才以上」層の高令者では五八%と高い。

また、学歴別では高学歴者ほど困難を表明する割合は顕著に減少し、学歴と学科理解の程度とは高い相関のあることがわかる。

一方、実技については「むつかしかった」と表明した者は全体の四四%に達し、学科よりもさらに学習上の困難を感じていることが窺える。しかも、この困難を表明する者の割合は学科に比べると各訓練系にバラツキは少ない。しかし、ここで特徴的なことは、学科で七二%の困難を表明する者がいた「建築物衛生管理系(科)」も、実技では二四%と各訓練系のうちでもっとも低い表明率で、学科と実技の両者の理解は極めてアンバランスな様相を呈していることである。なお、実技で五〇%以上の者が学習上の困難を表明した訓練系は、「金属加工系」(五八%)、「建築系」(五三%)、「表具系(科)」(五〇%)であるが、このうち「建築系」は学科においても五〇%の表明率がある。

次に、年令別に「むつかしかった」と表明する者をみると「五〇〜五四才」層で三七%と低く、次いで「三五〜三九才」層の訓練生に三九%と比較的低く表明されているほかはいずれも五〇%前後の表明率がある。

また、学歴別では、学科の場合と同様に、高学令者ほど困難を表明する割合は顕著に減少し、学歴と理解の程度とは高い相関のあることがわかる。

## ハ、教材の量

ここでいう教材とは主として実技教材を意味するが、これの量的満足感についてみてみよう(表一六参照)。

全体で「余裕があった」と表明する者は九%、「適当」と表明する者五二%、そして「不足していた」と表明する者は三七%であり、教材の量について十分でない意識している訓練生は少なくない。

「不足していた」という者を訓練系別にみると、かなり差がみとめられる。例えば、「表具系(科)」では六五%、「運輸・整備系」では五一%、「建築系」では四八%の者が不足していたと表明しているが、逆に「事務サービス系(一三%)」、「建築物衛生管理系(科)」(二〇%)は少ない。

また「不足していた」という者を年令別にみると、若い年令層から高い年令層にいくにしたがってこの表明率は低くなる。すなわち四〇才から五九才までの各年令層では三六%乃至三九%の間であるが、「六〇〜六四才」層では二九%とさがり、「六五才以上」層では二五%となっている。在籍訓練科に対する希望充足に若い年令層で不満が高いことと同様に、訓練の受講を真剣に受けとめている若い年令層に教材不足を訴える声が強い。

次に、学歴別にみしてみる。まず「余裕があった」という者は、「後期中等教育終了」以上の学歴を有する者に高くあらわれているが、逆に「不足していた」という者は各学歴層とも三六%乃至三八%で特色はみられない。

学習の理解度のうち、実技の習得に困難を感じる者は訓練系別では「事務サービス系」および「建築物衛生管理系(科)」に低いが、この訓練系に教材の量が不足していたという者が低く表明されていること、また、学歴別には高学歴者ほど実技の習得の困難を感じる者が減少することと、教材の量に「余裕があった」と意識する者が「後期中等教育終了者」以上の者に多いことを照し合わせると、教材の量の過不足についての受けとめかたは、実技の理解力の差

表16 教材の量 (％)

教材の量		余裕があった	適当	不足していた	N A
系・年令・学歴					
全 体 (N=670)		9.0	51.5	37.2	2.3
訓練 系 別	運 輸・整 備(N= 35)		48.6	51.4	
	金 属 加 工(N=179)	10.1	47.5	39.1	3.3
	化 学(N=102)	2.9	51.0	42.2	3.9
	電 気(N= 66)	18.2	48.5	30.3	3.0
	建 築(N= 40)	2.5	45.0	47.5	5.0
	建築物衛生管理(N= 25)	16.0	64.0	20.0	
	ブロック・造園(N=118)	7.6	49.2	42.4	0.8
	事務サービス(N= 83)	15.7	69.9	13.3	1.1
	表 具(N= 20)		35.0	65.0	
N	A(N= 2)		100.0		
年 令 別	35 ~ 39 才(N= 97)	13.4	39.2	47.4	
	40 ~ 44 才(N= 88)	12.5	45.5	38.6	3.4
	45 ~ 49 才(N= 69)	10.1	50.7	37.7	1.5
	50 ~ 54 才(N=106)	9.4	50.0	38.7	1.9
	55 ~ 59 才(N=174)	5.7	55.2	36.2	2.9
	60 ~ 64 才(N=121)	7.4	60.3	28.9	3.4
	65 才 以 上(N= 12)		66.7	25.0	8.3
N	A(N= 3)		66.7	33.3	
学 歴 別	初等・前期中等 教育終了(N=365)	6.0	52.3	38.1	3.6
	後期中等教育終 了(N=211)	13.3	49.8	35.5	1.4
	高等教育終了(N= 69)	10.1	52.2	37.7	
	そ の 他(N= 23)	13.0	52.2	34.8	
	N	A(N= 2)		50.0	50.0

に  
関  
係  
が  
あ  
る  
と  
い  
え  
よ  
う。

## 二、訓練環境

ここでは混合訓練の是非について検討する。通常、混合訓練という場合、同一時間内における新卒者と中高年者の合同の訓練を意味するが、ここでは広義に解釈し、同一訓練施設内における合同の訓練を意味するものとする。

まず、本調査の対象となった訓練生の全体についてみると、混合訓練について「好ましくない」と表明する者は少ない。すなわち、混合訓練を「好ましい」と表明する者は全体で四五%。「どちらでもよい」と表明する者は四二%、そして「好ましくない」と表明する者は一一%にすぎない。

このうち「好ましくない」という者を訓練系別にみると(表一七参照)、「運輸・整備系」(一七%)、「ブロック・造園系」(一四%)、「金属加工系」(一二%)、「電気系」(一一%)等は回答の高い訓練系であるが、「表具系(科)」(五%)、「事務サービス系」(六%)、「建築系」(八%)、および「建築物衛生管理系(科)」(八%)等では低く表明されている。どちらかといえば、生産技能系の訓練系では「好ましくない」という表明率は高く、他人との関係を考慮することが少なくすむ訓練系では低く表明されているといえよう。

次に、「好ましくない」という者を年齢別にみると、「三五～三九才」層、「四〇～四四才」層でそれぞれ一一%、一四%と、対象者の中では若い年齢層にやや高く表明されている。四五才以上では「六〇～六四才」層の一二%を除いていずれも九%前後で、混合訓練は比較的年齢の若い層には批判的で、高令者には好意的に受けとめられている。これを、前述の訓練生の入校目的と関連させてみてみると(表一〇③参照)、四九才までの訓練生は「独立自営をはかる」ために入校したという積極的回答に三・四乃至三・五という平均値が示され、五〇才以上の訓練生に示された二・九乃至三・〇に比べ、受講に積極的な姿勢を示している。一方、入校目的のうち「訓練校で就職口をさがしても

表17 混合訓練の是非

(%)

系・年令・学歴		混合訓練	好 ま し い	ど ち ら で も よ い	好 ま し く な い	N  A
全 体 (N=670)			44.5	41.5	10.6	3.4
訓 練 系 別	運 輸・整 備(N= 35)		40.0	42.9	17.1	
	金 属 加 工(N=179)		43.6	42.5	11.7	2.2
	化 学(N=102)		42.2	45.1	8.8	3.9
	電 気(N= 66)		53.0	33.3	10.6	3.1
	建 築(N= 40)		65.0	22.5	7.5	5.0
	建築物衛生管理(N= 25)		24.0	56.0	8.0	12.0
	ブロック・造園(N=118)		43.2	38.1	14.4	4.3
	事務サービス(N= 83)		47.0	43.4	6.0	3.6
	表 具(N= 20)		30.0	65.0	5.0	
	N A(N= 2)			100.0		
年 令 別	35 ~ 39 才(N= 97)		50.6	38.1	11.3	
	40 ~ 44 才(N= 88)		39.8	43.2	13.6	3.4
	45 ~ 49 才(N= 69)		49.3	42.0	8.7	
	50 ~ 54 才(N=106)		45.3	40.6	9.4	4.7
	55 ~ 59 才(N=174)		36.8	48.3	9.2	5.7
	60 ~ 64 才(N=121)		50.4	33.9	12.4	3.3
	65 才 以 上(N= 12)		50.0	33.4	8.3	8.3
	N A(N= 3)		33.3	66.7		
学 歴 別	初等・前期中等 教育終了(N=365)		46.3	38.6	11.2	3.9
	後期中等教育終 了(N=211)		43.6	43.6	8.5	4.3
	高等教育終了(N= 69)		40.6	49.3	10.1	
	そ の 他(N= 23)		34.8	47.8	17.4	
	N A(N= 2)		50.0		50.0	

「らえると思っただから」、あるいは「雇用保険の支払い期間の延長を期待して」等は、受講に対する消極的な姿勢とい

えるが、これら消極的な姿勢は年令的に五〇才をこえる訓練生にやや高くみられる。このような事実と照し合わせると、混合訓練が高令者に比較的好意的に受けとめられていることは、受講に対する消極的な姿勢と関係があるようであり、逆に、若い年令層にやや批判的であることは、受講に対する積極的な姿勢と関係があるといえよう。しかし、調査票に設けられた自由記述欄には「混合訓練」に関して七件の記述があったが、それらを分析すると、いずれも混合訓練に対して批判的であり、その中には、受講に対し積極的な姿勢を示す高令者も含まれている。そのうちの二、三を紹介すれば「若い年令層の中での中高年はついていくのに必死でした。出来れば基礎等も考慮して……」（事務サービス系・五六才）という記述、あるいは「若い学生と中高年との訓練は作業上、しつくり行かぬ点が多々あり、感じ方、受取り方等、考え方も変わりますが、別の方針で進む方がよいと思われます」（ブロック・造園系 六二才）等の記述は訓練を真剣に受けようとしている者の気持をよく表わしているといえよう。このようなことと照し合わせると、混合訓練の是非は、年令による差もあろうが、受講意欲の差によるものともいえる。

次に、学歴別にみると、混合訓練を「好ましくない」とする者は各学歴層に一定の傾向はみあたらず、九%乃至一%の間である。しかし、「好ましい」という者は「初等・前期中等教育終了者」には四六%、「後期中等教育終了者」には四四%、そして「高等教育終了者」は四一%となっており、ごくわずかずつではあるが高学歴者ほど低くなる傾向がみとめられ、低学歴者に比べやや批判的であるといえよう。

#### 4、受講に対する効果意識

以上、中高年訓練生の新しい職業能力の形成に関し、現行の職業訓練はどのように寄与しているかについて分析し

てきたが、最後に、こうした訓練の受講を訓練生はどのように評価しているかについてみてみたい。そのために、ここでは受講が、「今後の生活に役立つか否か」ということ、および、訓練生の入校前の状況と同じような「失業中の友人、知人に、受講をすすめるか否か」についてたずねてみた。

まず、受講に対して積極的に評価する（「役立つ」、および「役立つと思う」）者は全体で八六％で、消極的に評価する（「あまり役立たない」、および「役立たない」）者は、わずか一％であるにすぎない（表一八参照）。

これをまず、訓練系についてみれば「建築物衛生管理系(科)」（九六％）、「建築系」（九五％）、「表具系(科)」（九五％）は積極的評価が高いが、逆に「電気系」（八〇％）、「金属加工系」（八一％）、「化学系」（八三％）等は積極的評価の低い訓練系である。

このうち「建築物衛生管理系(科)」はもともと積極的に評価している訓練系であるが、この訓練系はすでにみたように、在籍訓練科に対する「不満」が高い（表一三参照）。この原因についてはすでに述べた自由記述の記述内容からも明らかであるが、在籍訓練科の希望充足の有無に関し、問題の指摘されたこの訓練系において、訓練受講に対する効果意識が高く表明されたことは、訓練の過程で訓練生の意識に変化をうながす何らかの要因が働いたからと思われる。

次に年齢別にみると、積極的に評価する者は四九才までの各年齢層の者に比べ、五〇才以上の各年齢層の者にやや多くみられる。

また学歴別には、各学歴層ともほぼ同様とみてよいが、わずかに「高等教育終了者」に高く評価されている。

次に、「失業者に対して受講を勧奨するかどうか」については、一般に受講に対する効果ほど積極的には評価して

表18 受講に対する効果意識

(%)

系・年令・学歴		受講の効果意識					N A
		役 立 つ	役 立 つ と 思 う	い ど ち ら と も い え な	あ ま り 役 立 た な い と 思 う	役 立 た な い と 思 う	
全 体 (N=670)		59.6	26.3	6.9	0.9	0.4	5.9
訓 練 系 別	運 輸・整 備(N= 35)	65.7	20.0	8.6			5.7
	金 属 加 工(N=179)	49.2	31.8	8.9	1.7	0.6	7.8
	化 学(N=102)	58.8	25.5	10.8		1.0	3.9
	電 気(N= 66)	59.1	21.2	6.1	1.5		12.1
	建 築(N= 40)	70.0	25.0	5.0			
	建築物衛生管理(N= 25)	72.0	24.0	4.0			
	ブロック・造園(N=118)	62.7	25.4	3.4	1.7	0.8	6.0
	事務サービス(N= 83)	66.3	22.9	4.8			6.0
	表 具(N= 20)	70.0	25.0	5.0			
	N A(N= 2)		100.0				
年 令 別	35 ~ 39 才(N= 97)	55.7	28.9	5.2	1.0		9.2
	40 ~ 44 才(N= 88)	63.6	23.9	5.7	1.1		5.7
	45 ~ 49 才(N= 69)	56.5	23.2	11.6			8.7
	50 ~ 54 才(N=106)	55.7	34.0	5.7			4.6
	55 ~ 59 才(N=174)	60.9	24.7	8.0	1.1	0.6	4.7
	60 ~ 64 才(N=121)	63.6	22.3	5.8	1.7	1.7	4.9
	65 才 以 上(N= 12)	50.0	41.7	8.3			
	N A(N= 3)	66.7					33.3
学 歴 別	初等・前期中等 教育終了(N=365)	58.7	27.9	7.1	1.1	0.3	4.9
	後期中等教育終 了(N=211)	59.2	23.7	7.1	0.9	0.9	8.2
	高等教育終了(N= 69)	63.8	26.1	4.3			5.8
	そ の 他(N= 23)	65.2	26.1	8.7			
	N A(N= 2)	50.0					50.0

表19 受講に対する勧奨 (%)

受講の勧奨 系・年令・学歴		受講を すすめる	就職を すすめる	い ど ち ら と も い え な	N
					A
全 体 (N=670)		65.2	10.9	16.6	7.3
訓 練 系 別	運 輸・整 備(N= 35)	51.4	20.0	22.9	5.7
	金 属 加 工(N=179)	65.9	13.4	14.0	6.7
	化 学(N=102)	66.7	11.8	15.7	5.8
	電 気(N= 66)	68.2	6.1	12.1	13.6
	建 築(N= 40)	52.5	7.5	27.5	12.5
	建築物衛生管理(N= 25)	64.0	12.0	24.0	
	ブロック・造園(N=118)	65.3	11.9	14.4	8.4
	事務サービス(N= 83)	66.3	7.2	20.5	6.0
表 具(N= 20)	90.0		10.0		
N	A(N= 2)	50.0		50.0	
年 令 別	35 ~ 39 才(N= 97)	57.7	12.4	19.6	10.3
	40 ~ 44 才(N= 88)	61.4	14.8	19.3	4.5
	45 ~ 49 才(N= 69)	69.6	10.1	14.5	5.8
	50 ~ 54 才(N=106)	61.3	12.3	21.7	4.7
	55 ~ 59 才(N=174)	70.7	7.5	14.4	7.4
	60 ~ 64 才(N=121)	66.9	11.6	12.4	9.1
	65 才 以 上(N= 12)	66.7	8.3	16.7	8.3
N	A(N= 3)	66.7			33.3
学 歴 別	初等・前期中等 教育終了(N=365)	63.5	11.5	17.3	7.7
	後期中等教育終 了(N=211)	66.4	11.4	14.7	7.5
	高 等 教 育 終 了(N= 69)	73.9	4.3	15.9	5.9
	そ の 他(N= 23)	56.5	17.4	26.1	
	N	A(N= 2)	50.0		

いない(表一九参照)。

さきに受講の効果について高く評価した「建築物衛生管理系(科)」も、他人に対して「受講をすすめる」者は六四%とさがり、また「建築系」も五三%を示すにすぎない。しかし「表具系(科)」は受講の効果についても九六%の好意的評価を示しているが、他人に対して「受講をすすめる」ことに対しても九〇%の表明率がある。

次に、年令別にみると、五五才以上の各年令層に全般に肯定的回答が高く、五四才以下の年令層では「四五〜四九才」層(七〇%)を除き、いずれの年令層も五八%乃至六一%と低い。

また、学歴別では高学歴者ほど肯定率が高く、「初等・前期中等教育終了者」(六四%)に比べ、「高等教育終了者」では七四%となっている。

#### 四、おわりに

以上、中高年者の新しい職業能力の形成に対し、職業訓練がどのように期待され、どのように寄与しているかについて述べてきた。

本調査の結果によれば、職業訓練校への入校の動機に消極的な訓練生の含まれていることが指摘されたが、このことは、職業訓練を中高年者の就業を援助するという視点からみれば一つの問題点といえるであろう。また、積極的な受講動機をもつ訓練生には「独立自営をはかること」に共通した特色がみられた。従来、職業訓練は、訓練生が、「雇用されること」を前提に運営されてきたきらいがあるが、「独立自営をはかること」を期待する、これらの訓練生をどのように受け入れ、どのように指導するか、今後の職業訓練の一つの課題といえよう。

しかし、このような訓練生を受け入れる制度的な受け皿としての訓練科の開設状況は、地域の労働市場の状態をも併わせて吟味する必要があるにしても、概ね訓練生のニーズに適合しているとみてよいであろう。むしろ問題は、自主的に訓練科の選定ができず、自らの進路を決めかねている多くの訓練生に対し、入校前の相談をどのように行うかということであろう。

また、訓練内容に関していえば、訓練の理解に困難を感じる者の少なくないことを指摘できる。さらに、教材の量に不足を感じる者、混合訓練に対して批判的な者が、訓練を積極的に受けようとする、比較的若い年齢層の訓練生に多いということは、今後の訓練の運営にあたって十分に留意しなくてはならないことであろう。

この中高年訓練生を対象とする研究は、今後さらに修了生の追跡調査、および就業先事業所調査等の実施が計画されており、中高年者の新しい職業能力の形成に職業訓練がどのように寄与するかの問題の核心は、そこで得られた資料にもとずいて論じられねばならないであろう。今後の研究に待ちたいと思う。

本調査の実施にあたり、ご協力をいただいた三一職業訓練校の関係者のかたがた、そして資料のとりまとめにあたってご指導、ご助言をいただいたかたがた、およびチームの外にあつて数々のご指導、ご助言をいただき諸先生がたに記して謝意を表します。

(注)

(1) 「職業訓練に関する行政監察結果に基づく勧告」(行政管理庁 昭和五二年)では、「中高年者に対する訓練を重点的に実施していくという観点から、訓練対象者の年齢、社会的経験に応じた弾力的な訓練方法(随時入校制度、高年齢者コース

の設定等)の導入を検討し、多様化した訓練需要に効果的に対応する必要がある」と勧告している。

一方、昭和五四年の職業訓練行政では昭和五三年に改正された職業訓練法のめざすところにより、「離転職者訓練の拡充と機動的実施」が行政上重視されている。(「職業訓練」昭和五四年四月号)

(2) 労働省「定年による労働者のライフ・サイクルの屈折に関する調査研究」(昭和五三年)によれば、定年到達直後の職業志向に関し、「経験や技術を生かすこと」を重視する割合の-highいことが示されている。

(3) 昭和五三年「職業訓練法の一部を改正する法律案」が成立した。

(4) 総高訓の場合、「中高年者層を主とする離転職者等が増大していることに対処し、……能力再開発訓練等の実施について積極的に協力するものとする」ことが報告されている。(「総合高等職業訓練校の体制整備と今後の展開について」昭和五三年)

(5) 前掲「定年による労働者のライフ・サイクルの屈折に関する調査研究」

(6) 戸田勝也「中高年訓練生の学習上の諸特性——ある視点からみた予備調査——」(「職業訓練」昭和五三年二月号)

(7) 前掲「職業訓練に関する行政監察結果に基づく勧告」(行政理庁 昭和五二年)

(8) 本調査の対象訓練科のうち、「不動産実務科」(有効回答票一七票)は在職者を対象とする向上訓練である。

(9) 回収された調査票をアンサー・チェックした結果、二、三の訓練科では有効回答票の少ないものもある。

(10) 一般に職業分類は総理府、もしくは労働省の分類表を用いるが、本分析では総理府の分類表にもとづきながら、中分類単位に一、二の分類を加え独自の分類表を作成した。

(とみた こうじ 職業訓練研究センター 訓練需要研究室)

## 公共職業訓練の成立過程に関する研究（第一部）

——政策・制度を中心にして——

佐々木 輝 雄

### 一、はじめ

昭和五三年五月の「職業訓練法中改正」<sup>①</sup>は、公共職業訓練のあり様に対し、一大転機をせまるものであると言われている。<sup>①</sup>それは、同法がこれまでの公共職業訓練制度を、高等職業訓練校・職業訓練短期大学校・技能開発センターに再編すると同時に、新しい公共職業訓練理念の確立とその存在理由の社会的合意の実現を企図しているからである。しかしこれまでのわが国の公共職業訓練の経験によれば、特にその存在理由の社会的合意の実現は、きわめて困難な課題であった。<sup>②</sup>その原因は公共職業訓練、企業内職業訓練、学校教育のそれぞれの教育機能が不明確、且つこれ等諸制度間に重複が見られたからである。より具体的に云えば、わが国では公共職業訓練と企業内訓練は、理念的にも制度的にも統合され、一つの制度体系を形成しているにもかかわらず、訓練生・指導員更には国民一般の心情では、両者の分離が意識され、むしろ、公共職業訓練制度と学校教育制度との一体感が求められているのである。

確かに、存在自体が公共職業訓練制度の存在理由を示唆することは、まぎれもない事実であろう。しかしそれだけでは、公共職業訓練制度を社会的に位置づけることは困難であり、又今後の展望を切り開くことも不可能である。従って、公共職業訓練制度の存在理由をより明確化するためには、それを存在あらしめている潜在的理由を顕在化させると同時に、その批判的検討が求められるであろう。ところで、その存在理由の理論化を試みようとする時、公共職業訓練制度の成立・展開過程を究明することは、きわめて有効な一つの研究方法視点のように思う。と云うのは、過去及び現在の公共職業訓練制度の批判的吟味なしに、公共職業訓練制度の今後のあるべき存在理由を明らかにし得ないからである。

それではかかる視点から見れば、公共職業訓練制度の成立・展開過程は、どのように捉えられ、あるいは捉えらるべきであろうか。われわれの仮説によれば、その過程は敗戦前では、昭和一三年四月の「職業紹介法改正」を画期にして前後二時期に、又戦後では昭和二四・二五年の公共職業訓練をめぐる一連の制度的措置を画期にして前後二時期に、それぞれ時代区分することが適切であるように思う。<sup>3)</sup>つまり、公共職業訓練制度はこれ等四つの時期において、それぞれ固有の存在理由を担って展開してきたと、仮説しているのである。

本研究の第一部・第二部は、かかる研究方法視点と仮説の下に、昭和一三年の「職業紹介法改正」以前の公共職業訓練制度の成立過程を究明し、この時期における公共職業訓練制度の存在理由が奈辺にあったかを明らかにしようとするところにある。勿論、この時期に職業訓練と云う用語が一般に慣用されていたわけではない。周知の通り、職業訓練の用語は昭和三三年五月の「職業訓練法」の公布以降において、広く使用されるようになった言語である。管見によれば、それ以前における官側での早期の使用例は、昭和三年四月の司法省行刑局通牒の「受刑者職業訓練ニ関スル

注意ノ件」(傍点、引用者)、昭和九年三月の中央職業紹介委員会答申の「職業的訓練」、昭和一〇年三月の青森地方職業紹介委員会答申の「職業訓練」の例をあげうるのみである。<sup>④</sup>つまり、「職業訓練法」の公布以前では、今日の職業訓練に相当する一般的・慣用的言語は、授産、職業輔導、講習、再教育であった。

しかし、これ等教育訓練施設の理念・制度・訓練内容は、後に言及するように、ほぼ今日の職業訓練のそれ等に連続するものであった。従って、本研究では特記しない限り、これ等の教育訓練を職業訓練の同義語と捉え、それ等のうち、国又は地方公共団体の設置・維持するものを、公共職業訓練と定義したい。

ところで、先行研究<sup>⑤</sup>はこの時期の公共職業訓練制度を、どのように捉えているであろうか。通説<sup>⑥</sup>はそれを、(一)大正一二年三月の東京市職業輔導会の設立以降、各地に設置された職業輔導施設、(二)大正一四年四月設置の東京府家具工養成所、(三)昭和一〇年四月設置の東京府機械工養成所、(四)昭和一一年六月設置の失業者更生訓練施設の四類型として捉え、「ともかく昭和一〇年前後までにおける職業輔導は、初期的段階とみることができ、そこにみられるものは、いわゆる慈恵政策的なものであり、失業して生活に困窮している人々に対し、簡易な職業更生のみちを与え、精神訓話を施すといった極めて消極的な社会施設にすぎなかったといえよう。」<sup>⑦</sup>と結論づけている。

このような通説に対し、ここでは次のような仮説結論を提示して置きたい。即ち、その第一にこの時期の公共職業訓練制度は、(一)多目的な職業訓練施設としての授産場及び職業輔導施設、(二)技術講習施設としての東京府家具工養成所・東京府機械工養成所等、(三)精神訓練施設としての失業者更生訓練施設の三類型に分類すべきこと、その第二にそれは通説の指摘するように、「初期的段階」・「慈恵政策的なもの」・「消極的な社会施設」と捉えられるべきではなくむしろ、目的論・内容論・制度論的にも、今日の公共職業訓練制度の原型とも言うべきものを形成していたことであ

る。

勿論、かかる結論を恣意的に導いたわけではない。それは、主として次のような二つの研究方法視点からの実証に基づいている。即ち、その第一はこの時期の公共職業訓練の制度化過程の分析であり、その第二は上記三類型の公共職業訓練施設の実態分析である。これ等の分析は、これまでの先行研究では未だ十分究明されていないと云っても、過言ではない。本研究第一部は前者を中心課題に据え、その第二部は後者の問題を考察することにした。

なお最後に、この研究を進めるに当り、様々な方々の御援助を頂いたことを記しておきたい。特に、創価大学教授藤本喜八氏、日本社会事業大学図書館、労働省図書館の御厚情により、貴重な資料を拝見させて頂いたことを記し、お礼申し上げたい。

## 二、失業労働者救済への国家関与

公共職業訓練制度の成立過程を考察するに当って、その時点を何時から始めるかはきわめて困難な課題である。確かに明治九年八月の内務省授産局の新設<sup>8)</sup>と「士族授産」<sup>9)</sup>の実施は、公共職業訓練制度の萌芽とも云い得るものである。又明治二三・三〇・四二年の両三回に亘る窮民救済法案の議会提出は、職業訓練への国家関与の胎動として、注目を引くものである。例えば、明治四二年の「窮民救済法案」は、その国家関与の内実を次のように規定している。<sup>10)</sup>

### 第二章 窮民防治

第九条 地方長官ハ窮民防治ニ必要ト認ムルトキハ一定ノ生業ナキ者、浮浪徘徊スル者ニ対シ業務ヲ授ケ又ハ労務ヲ課シ并ニ其

ノ携帯児ヲ教育スルコトヲ得

第一〇条 貧民ノ救済医療勞務教習懲戒檢束其ノ他防治ニ関スル事項ニ付必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第一一条 貧民防治ニ関スル公私ノ施設ニ対シ補助ヲ為シ其ノ他貧民防治ニ関スル必要ノ費用ニ充ツル為メ毎年国库ヨリ金貳拾萬円ヲ支出スルモノトス

しかし、かかる失業士族・窮民を対象とした公共職業訓練制度化の萌芽あるいは胎動は、前者では実施過程において挫折し、又後者ではいずれも廢案となり、実現しなかつたのである。その結果、明治期における窮民救済の常態は、その救済のあり様が職業訓練を含むと否とにかかわらず、「清貧恤窮ハ隣保相扶ノ情誼ニ依リ互ニ協救セシメ國費救助ノ濫給矯正」の体制にあつた。つまり、当時の窮民救済の実態は、その形態の如何を問わず、主として民間有志あるいは公益団体の善意（慈恵・慈善）に委ねられていたのである。

従つて、今日の公共職業訓練制度との連続性を考慮するならば、大正八年六月の救済事業調査会の設置と同調査会による大正九年三月の「失業保護ニ関スル施設要綱」答申、同年一〇月のILOの「失業ニ関スル条約案」・「失業ニ関スル勸告」の採択、更に大正一〇年一月の社会事業調査会の設置と同調査会による同年二月の「職業紹介法要綱案」答申、そして同年四月の「職業紹介法」の公布に結実する一連の展開に、本研究の考察の始点を設定しても、ほぼ異論のないところであろう。かかる一連の国家関与の展開過程は、換言すれば、第一次世界大戦後の經濟不況に伴う多量の失業労働者群の出現に対し、これ等失業労働者を如何に救済するかの政策決定過程でもあつた。

例えば、農商務省の全国職工移動調査（但し工場法適用工場のみ）は、大正九年一月から一二月までの間の職工解雇数と職工雇入数の差を、一八九、三六三人であつたと報告している。又内務省による大正一四年一〇月のわが国最

第1表 大正14年の失業状況

	失業者 <sub>人</sub>	有業者 <sub>人</sub>	計 <sub>人</sub>	失業率
給料生活者	19,396	595,935	615,331	3.15%
労働者	46,278	1,487,155	1,533,433	3.02
日雇労働者	39,938	166,313	206,251	19.36
計	105,612	2,249,403	2,355,015	4.48

初の失業労働者調査は、一二重要工業都市と三カ所の鉱山所在地の調査に過ぎなかったが、しかし、失業労働者数が一〇五、六一二人に達したことを報告しているのである。その内訳は第一表の通りである。とまれ、かかる大量の失業労働者群の出現が失業労働者救済への国家関与の誘因となり、その国家関与の制度的表現様式として、「職業紹介法」による公共職業紹介所の制度化をみたのである。ちなみに、公共職業訓練の制度化問題は、かかる脈絡において制度化された公共職業紹介所と密接不可分な関連の下に展開して行くのである。しかしこの関連構造の究明は後述することにし、ここでは失業労働者救済のための行政機構について、簡単にふれて置きたい。

中央行政レベルでのかかる行政組織の設置は、大正六年八月の内務省地方局における救護課(大正八年一二月に社会課に改称)の新設を端緒とするのである。その後、この社会課は第一次世界大戦後の社会関係行政事務の膨張に伴い、大正九年八月に内務省社会局(二課制)に発展拡充をみたのである。その結果、失業労働者救済行政は一般社会行政(第二課)と分離され、第一課の所掌事務となったのである。かかる専門分化と組織拡充は、その後、「職業紹介法」公布による公共職業紹介所の制度化によって、更に一段と整備をみたのである。

即ち、内務省社会局が大正一一年一二月の「内務省官制中改正」により、二部七課制の内務省社会局(外局)に昇格するとともに、失業労働者救済行政は第二部第一課(大正一

二年六月に職業課に改称) が所掌することになった。そして大正一二年三月の「職業紹介事務局官制」の公布により、「職業紹介所ノ事業ノ連絡統一及職業紹介事業ノ監督」を任務とする中央及び地方職業紹介事務局が新たに制度化されたのである。この両事務局のうち、前者は大正一二年三月に設置されたが、しかし後者はまず最初に大正一二年三月に東京・大阪に設置され、その後、大正一四年四月に名古屋、昭和二年四月に福岡、昭和五年五月に青森、昭和六年六月に長野・岡山に、逐次増設をみたのである。

このような行政機関の新設に伴い、失業労働者救済行政の権限の流れは、一般行政組織におけるそれとは異なり、内務省社会局↓中央職業紹介事務局↓地方職業紹介事務局↓市町村長・職業紹介所長のパターンをとることになったのである。しかしかかる行政権限の流れは、行政実施過程において、一般行政組織のそれとの混乱を惹起したため、昭和一一年に大幅な機構改革をみたのである。即ち、同年八月の「職業紹介事務局官制廃止」により、中央及び地方職業紹介事務局が廃止されるとともに、失業労働者救済行政も一般行政組織の中に位置づけられることになったのである。

なお、この他にこの時期に設置された各種審議会をあげれば、それは第二表の通りである。これ等審議会は行論で明らかにする通り、いずれも失業労働者救済の政策立案に重要な役割を果たした諮問機関であった。このうち、大正一五年六月設置の社会事業調査会<sup>①</sup>は、閣議決定に基づく諮問機関であったが、しかしその他の審議会はいずれも官制(勅令)を根拠法令とするものであった。ちなみに、地方職業紹介委員会は地方職業紹介事務局と同時に設置されることになっていたため、最初に東京・大阪に、そしてその後名古屋、福岡、青森、長野・岡山に設置されたのである。

第2表 各種審議会と審議事項等

失業対策委員会	失業防止委員会	社会政策審議会	人口食糧問題調査会	社会事業調査会	地方職業紹介委員会	中央職業紹介委員会	社会事業調査会	救済事業調査会	審議会名
関係大臣	関係大臣	内閣総理大臣	関係大臣	内務大臣及 関係大臣	関係行政庁	関係行政庁	関係大臣	内務大臣	答申等先
事項 失業対策に関する重要	事項 防止及救済に関する事	事項 公私事業の調節・失業	事項 社会政策に関する重要	事項 人口問題・食糧問題に	事項 社会事業に関する事項	事項 職業紹介所の事業経営	事項 職業紹介所の事業経営	事項 救済事業に関する事項	調査審議事項
昭7・7・21	昭5・4・25	昭4・7・19	昭2・7・7	大15・6・22	大13・2・20	大13・2・20	大10・1・13	大7・6・25	設置年月日
昭11・3・31	昭7・7・21	昭4・12・28	昭5・3・31		昭11・8・29	昭11・8・29	大13・4・2	大10・1・13	廃止年月日

それでは公共職業訓練の制度化問題は、かかる行政組織によってどのような取り組みがなされ、且つ実施されたのであろうか。前述の各種審議会による答申・決議は、この疑問を究明するに当って、きわめて有効な手懸を与えてくれるように思う。その答申・決議は第三表の通りである。この表は答申・決議を時系列的に列挙したものであるが、このうち、人口食糧問題調査会及び

社会政策審議会の答申が内閣総理大臣宛であったのを除けば、他はすべて内務大臣宛のものであった。

後に明らかにするように、この時期の公共職業訓練制度の展開過程は、これ等答申・決議の分析結果によれば、さらに三期に小区分できるように思う。即ち、その第一期は昭和二年六月の社会事業調査会答申までの時期であり、その第二期はこの答申以降昭和九年三月の中央職業紹介委員会答申までの時期であり、その第三期はこの答申以降昭和十三年の「職業紹介法改正」までの時期である。勿論、これ等の小区分は厳密に解すべきではなく、相対的に捉えるべきこととは言うまでもない。

### 三、第一期の公共職業訓練

#### —— 形式的奨励 ——

まず最初に、この第一期の公共職業訓練の制度化問題についてであるが、その制度化構想は次のような一連の答申の中に見ることができる。即ち、その第一は中央職業紹介委員会による大正一三年六月、大正一五年三月、昭和二年三月の一連の答申である。同委員会は大正一三年の答申において、「政府又ハ公共団体ハ失業者再教育ノ目的ヲ以テ職業輔導ニ関シ職業紹介所ト連絡シテ適當ナル施設ヲナスコト」・「職業紹介所国庫補助金ハ……(中略)……宿泊所其ノ他ノ附帯事業ニ対シ同様ニ二分ノ一ノ国庫補助金ヲ交付スルコト」、又大正一五年の答申において、「知識階級ニ属スル失業者ノ職業転換ヲ容易ナラシムル為メ主要都市ニ職業紹介所ト連絡シ再教育機関ヲ設置セシムルコト」、更に昭和二年の答申において、「職業紹介所ニ於テ求職少年ヲ紹介シ就職決定シタルトキハ各職業ニ就キ適當ナル方法

答申年月日	審議会名	答申件名	諮問年月日
大8・3・3	救済事業調査会	失業保護ニ関スル施設要綱	大7・12・10
大10・2	社会事業調査会	職業紹介法案要綱案	大10・1・1
大13・6・2	中央職業紹介委員会	職業紹介事業改善ニ関スル施設要綱	大13・2・28
大14・6・20	東京地方職業紹介委員会	日傭労働者・俸給生活者ノ職業紹介	大14・3・23
大14・12・8	大阪地方職業紹介委員会	少年職業紹介ニ関スル具体的方法	大14・9・9
大15・3・4	名古屋地方職業紹介委員会	職業紹介事業ノ普及・経営施設改善要項	大15・2・9
大15・3・31	中央職業紹介委員会	知識階級失業者職業紹介ニ関スル施設改善要綱	大14・11・26
昭2・1・29	東京地方職業紹介委員会	少年職業紹介ニ関スル適切有効ナル施設	大15・11・1
昭2・3・24	中央職業紹介委員会	少年職業紹介事業改善施設要綱	大15・12・18
昭2・6・18	社会事業調査会	失業保護施設ニ関スル体系	大15・7・15
昭2・12・15	人口食糧問題調査会	労働ノ需給調節ニ関スル方策	
昭2・12・22	名古屋地方職業紹介委員会	婦人職業紹介ニ関スル件	昭2・11・21
昭3・1・23	大阪地方職業紹介委員会	婦人ノ職業紹介ニ関スル事項	昭2・11・21
昭3・3・6	東京地方職業紹介委員会	一般婦人職業紹介ニ関スル事項	昭2・11・21
昭3・4・13	福岡地方職業紹介委員会	職業紹介事業ノ経営上施設改善ヲ要スル事項	昭3・1・25
昭4・3・12	大阪地方職業紹介委員会	季節的移動職業紹介ニ関スル事項	昭3・12・11
昭4・9・13	社会政策審議会	失業防止並救済ノ為ノ事業調節ニ関スル件	昭4・8・9
昭4・12・21	社会政策審議会	失業統計其ノ他ニ関スル件	昭4・8・9
昭5・3・18	大阪地方職業紹介委員会	職業紹介事業ノ監督・連絡事項等	昭4・12・26
昭5・3・19	名古屋地方職業紹介委員会	職業紹介事業ノ連絡並ニ監督上施設改善要綱	昭4・12・26

第3表 各種審議会の答申・決議

昭10・12・24	昭10・3・29	昭10・1・15	昭9・12・27	昭9・10・16	昭9・8・6	昭9・3・5	昭8・11・17	昭8・3・18	昭8・3・14	昭8・1・23	昭7・12・15	昭7・11・29	昭7・11・26	昭7・7・4	昭6・11・11	昭6・10・8	昭6・7・15	昭6・3・24	昭5・5・22
中央職業紹介委員会	青森地方職業紹介委員会	大阪地方職業紹介委員会	東京地方職業紹介委員会	名古屋地方職業紹介委員会	長野地方職業紹介委員会	中央職業紹介委員会	青森地方職業紹介委員会	福岡地方職業紹介委員会	名古屋地方職業紹介委員会	長野地方職業紹介委員会	大阪地方職業紹介委員会	東京地方職業紹介委員会	岡山地方職業紹介委員会	中央職業紹介委員会	名古屋地方職業紹介委員会	青森地方職業紹介委員会	失業防止委員会	大阪地方職業紹介委員会	中央職業紹介委員会
職業紹介制度改正要綱	農山漁村ニ於ケル職業紹介ニ関スル方策	小店員・奴婢ノ職業紹介ニ関スル方策	小店員・奴婢ノ職業紹介ニ関スル方策	小店員・奴婢ノ職業紹介ニ関スル方策	農山漁村ニ於ケル職業紹介ニ関スル方策	職業補導其ノ他ノ助成的施設ニ関スル具体的方策	土木労働者ノ職業紹介ニ関スル施設改善要綱	短期雇傭ノ職業紹介ニ関スル具体的方策	短期雇傭ノ職業紹介ニ関スル具体的方策	緑糸女工紹介ニ関スル有効適切ナル施設	職業紹介所ノ設置・管理・施設改善事項	職業紹介所ノ設置・管理・施設改善事項	職業紹介事業ノ普及・施設改善事項	日傭労働者職業紹介ニ関スル有効ナル施設	工場労働者職業紹介ニ緊急施設ヲ要スベキ具体的事項	季節的出稼労働者職業紹介施設要綱	知識階級失業対策ニ関スル決議	工場労働者職業紹介ニ関スル有効ナル施設	職業紹介事業ノ連絡及監督上改善要綱
昭10・12・9	昭8・12・4	昭8・12・4	昭8・12・4	昭8・12・4	昭8・12・4	昭8・12・4	昭7・9・2	昭7・9・2	昭7・9・2	昭7・9・2	昭7・9・2	昭7・9・2	昭7・9・2	昭5・12・27	昭5・12・27	昭6・2・14	昭5・12・27	昭5・12・27	昭4・12・26

ヲ以テ就職後ニ於ケル心得ヲ指示シ又ハ予備知識ヲ得シムル為適切ナル施設ヲ講シ指導ニ努ムルコト」・「政府ハ雇傭者ヲシテ雇傭少年ニ対シ教育其ノ他一般的修養ノ機会ヲ與ヘ職業的知識並技能ヲ修得セシメ且身体ノ健全ナル発達ヲ計ルコトニ留意セシムルノ方途ヲ講シ必要ナル制度法令(例ヘハ少年労働者保護法、徒弟教育ニ関スル法令、補習教育ニ関スル制度等)ノ改善完備ヲ計ル」ことを構想したのである。

その第二は東京地方職業紹介委員会による大正一四年六月、昭和二年一月の答申<sup>24</sup>である。同委員会は前者において「職業輔導機關技術学校等ヲ設クルコト」とし、「一般又ハ失業者ニ対シ短期ノ夜間若クハ昼間ノ指導機關ヲ設ケ機械電氣土木建築簿記製図タイプライター等実務的教育ヲ施シ職業轉換ノ便ヲ與フルヲ可トス」、又後者において「就職希望児童ニ対シテハ職業ニ関スル知識ヲ授与シ事前ヨリ就職ノ準備ヲナスコト」を構想したのである。

その第三は名古屋地方職業紹介委員会による大正一五年三月の答申<sup>25</sup>である。同委員会はこの答申において、「職業紹介事業ノ経営上施設改善」との関連で、「職業輔導所授産場等ヲ設ケテ職業轉換ノ便ヲ與フルコト」を構想したのである。

これ等構想において、特に少年求職者及び知識階級の職業訓練が重視された理由は、前者では「少年ノ職業紹介ニ関シテハ特ニ其ノ性質及能力ノ最モ適応スヘキ職業ニ就カシムルコトハ職業指導上極メテ緊要ノ事ニ有之且将来失業ノ機会ヲ少ナカラシムル上ニ於テモ其ノ效果尠カラサルモノト認メラレ<sup>26</sup>」たからであり、又後者では知識階級失業者の不平・不満に伴う社会不安と社会的混乱の惹起が危惧されたからであった。とまれ、これ等の制度化構想の特徴をあげれば、それは次のように整理できよう。即ち、(一)その構想の思想的バック・ボーンは「職業紹介法」の失業労働者保護思想にあったこと、(二)その目的は主に失業労働者に「職業轉換ノ便ヲ與フコト」にあったこと、(三)その制度形

態は職業紹介所の附帯事業の形をとったこと、(四)その名称は一般に授産・職業輔導施設と言われたこと等である。

それではかかる制度化構想は、どのように具体化されたであろうか。まず最初に訓練対象生を特定しない職業訓練について考察してみたい。内務次官は大正一〇年六月の「職業紹介法施行ニ関スル件」(発社第八〇号)において、又中央職業紹介事務局長は大正一二年四月の「職業紹介法実施ニ関スル件」(発業第四号)において、それぞれ同文の「土地ノ情況ニ依リ授産場、食堂又ハ宿泊所等ヲ(職業紹介所に)附設セシムルコト」と通牒し、各地方公共団体に授産場の設置を奨励したのである。しかしかかる設置奨励は、大正一二年六月の中央職業紹介事務局長通牒、「職業紹介所ノ設備竝ニ国庫補助ニ関スル件」(収庶第三二二号)が「授産場、食堂又ハ宿泊室其ノ他ノ附属設備ニ関スル経費ハ(職業紹介所国庫補助金の中に)包含セス」と通牒したことから明らかな通り、財政的裏づけのない形式的な奨励であった。ただこれ等施設への積極的な国家関与の例は、関東大震災に伴う失業労働者救済のために、(一)内務省社会局が大正一二年一二月に木工講習会を開催し、二、四ヶ月の木工養成を実施したこと、(二)大正一三年に横浜市及び東京職業輔導会に事業援助資金を、又東京府に授産事業費を補助したこと等をあげ得るのみである。従って、これ等授産・職業輔導施設は比較的財力にめぐまれ且つ失業労働者を多数抱える主要工業都市、東京・大阪・京都・横浜・神戸市等において、設置されたに過ぎなかったのである。

次に、少年求職者の職業訓練についてであるが、中央職業紹介事務局長は大正一四年七月の「少年職業紹介ニ関スル件」(収業第二六八号)において、「職業紹介所ハ少年職業ノ選擇指導ニ関シ職業輔導事業ヲ經營セル公共団体又ハ公益団体ト連絡ヲ図ルコト」と通牒したに過ぎなかった。つまり、大正一五年二月の中央職業紹介事務局長通牒、「少年職業紹介ニ関スル件」(発業第四号)が「雇傭主ニ対シテハ就職少年ノ為」に、「可成修学又ハ補習教育ヲ受ケ

シムルノ便宜ヲ與フルコト」と通牒したことから明らかな通り、少年求職者の職業訓練の実施は、主として雇用主に期待したのである。

最後に、知識階級失業者の職業訓練についてであるが、内務次官は大正一五年五月に「知識階級失業者職業紹介ニ関スル件」を通牒し、知識階級職業紹介所の設置と再教育機関の設置を奨励した。又中央職業紹介事務局長も昭和二年五月の「知識階級職業紹介ニ関スル件」(発業第二一号)において、専門職業紹介所の設置奨励とともに、その再教育について「各局所(地方職業紹介事務局及び職業紹介所、引用者注)ニ於テハ失業シタル俸給生活者ノ職業転換ヲ容易ナラシムル為各地方ニ於ケル再教育機関ト連絡ヲ図ルコト」を通牒した。しかしかかる再教育実施の奨励は、いずれも財政的援助を伴うものでなかったため、あまり実効的意味を持ち得ず、昭和二年五月に東京市にわが国最初の知識階級専門職業紹介所の設置をみたに過ぎなかった。

このように、第一期における国家行政レベルでの公共職業訓練の政策・制度の実態は、なおきわめて消極的なものであった。それは当時の失業労働者救済政策の力点が、主として公共職業紹介所の増設と公共土木事業の起業にあつたことに起因していたのである。

#### 四、第二期の公共職業訓練

##### —— 実質的援助 ——

ところで、公共職業訓練のあり様と密接にかかわる労働事情は、周知の通り、昭和零年代に入るとともに、さらに

第4表 推定失業者および失業率

(内務省社会局・厚生省職業部)  
失業状況推定月報概要

年次	調査人口	失業者	失業率
			%
昭和4	6,798,777	294,095	4.33
5	7,012,598	366,799	5.23
6	6,976,072	413,250	5.92
7	7,109,347	489,168	6.88
8	7,300,213	413,853	5.67
9	7,473,066	374,318	5.01
10	7,658,396	356,557	4.66
11	7,843,011	340,855	4.35
12	7,957,873	299,541	3.76
13	7,938,449	241,901	3.05
14	8,315,211	188,820	2.27

- 注 1 調査人口は有業者推定数と失業者推定数の合計である。
- 2 有業者は給料生活者および労働者で、学生その他の無業者、雇主、自営業者、実収月額200円以上給料生活者、外国人等は含まない。
- 3 失業者は失業当時給料生活者又は労働者であった者で、調査当時現に失業状態にある者、日雇労働者については、当初調査当日を起点として過去1カ月間におおよそその $\frac{3}{4}$ 以上就職したとみとめられるものは失業者とみなさなかったが、6年7月以降調査当日の状態如何にかかわらず、調査当日を起点として過去1カ月間に10日以上失業したか否かによってきめることになった。失業とは就業の意思および能力を有するにかかわらず就業の機会を得ない状態をいう。
- 4 本表の数字は1～12月の算術平均である。但し4年は9～12月、14年は1～11月の平均である。

悪化の事態を迎えるのである。その一端を示すと、第四表の通りである。即ち、昭和初頭における「金融恐慌」、更には「昭和恐慌」の勃発は、わが国産業界に深刻な経済不況を惹起し、大規模な失業労働者群を輩出したのである。その影響は単に非熟練労働者にとどまらず、知識階級・熟練労働者をも多量に失業化させる程のものであった。他方昭和八年以降に見られる失業率の顕著な減少は、産業経済の急速な回復を表わすと同時に、その回復があまりにも急速なため、産業界に熟練工不足問題の発生を惹起したのである。つまり、この第二期の公共職業訓練が当面した課題は、前半では肥大化し且つ多様化した失業労働者群に対応し得る職業訓練を、又後半、特に昭和一〇年前後では熟練工不足問題を解消し得るそれを、如何に制度的に確立するかにあったのである。

それではかかる課題に対し、この時期において、どのような制度化構想が建てられたであろうか。その最も包括的な制度化構想は、社会事業調査会が昭和二年に内務大臣宛に提出した社会事業体系確立に関する一連の答申にみるこ  
とができる。即ち、同調査会はこれまで未分化な形で行われてきた諸々の救貧事業あるいは社会事業の体系化を意図して、昭和二年六月に「一般救護ニ関スル体系」・「経済的保護施設ニ関スル体系」・「失業保護施設ニ関スル体系」を、又同年一二月に「児童保護事業ニ関スル体系」を答申したのである。このうち、同調査会の公共職業訓練に関する制度化構想は、「失業保護施設ニ関スル体系」答申に見ることができる。その概要は次の通りである。

#### 失業保護施設ニ関スル体系

失業ノ防止及救済ノ徹底ヲ期セムトセハ産業ノ健全ナル発達、教育制度及方針ノ改善、失業保険又ハ失業救済基金制度ノ樹立等根本的施設ヲ要スルヘキモノ尠カラス、而シテ之カ根本的対策ノ確立ニ付テハ特別ナル調査機関ニ依ル審議ニ俟ツヲ可ナリト認ムルモ社会事業ノ見地ヨリスレハ左記要綱ニ依リ失業保護施設ニ関スル体系ヲ確立スルヲ要ス

#### 第一 職業紹介(略)

## 第二 失業救済事業（略）

## 第三 職業輔導及授産

- 一、職業輔導及授産施設ハ原則トシテ地方公共団体、公益法人ヲシテ之ヲ行ハシメ国ハ其ノ施設ニ対シ低利資金ヲ融通シ、或ハ国庫補助ヲ為ス等之カ助成ノ方法ヲ講スルコト
- 二、生業資金、労働用具、設備等ノ生産資料ノ融通又ハ貸與ハ原則トシテ地方公共団体ヲシテ之ヲ行ハシメ国ハ低利資金ノ融通、国庫補助等之カ助成ノ方法ヲ講スルコト
- 三、戦争、業務又ハ災害等ニ依ル不具廢疾者ニ対シテハ原則トシテ国ニ於テ之カ職業再教育ニ関スル適當ナル施設ヲ為スコト
- 四、私人又ハ団体ノ経営スル前二項ノ事業ニ対シテハ必要ニ応シ国又ハ地方公共団体ニ於テ相當之カ助成ノ方法ヲ講スルコト

## 第四 職業選擇及指導

新ニ就職セムトスル青少年ノ職業選擇ヲ謬ラサラシムルコトハ失業防止ノ上ヨリスルモ肝要ナルヲ以テ之カ施設ニ関シ特ニ左記ノ事項ニ留意スルコト

- 一、職業ノ選擇及指導ニ関スル施設ハ原則トシテ市町村ヲシテ之ヲ行ハシメ国ハ職業紹介所ノ例ニ倣ヒ其ノ施設ニ対シ相當之カ助成ノ方法ヲ講スルコト
  - 二、私人又ハ団体ノ経営スル前記ノ施設ニ対シテハ必要ニ応シ国又ハ地方公共団体ニ於テ相當之カ助成ノ方法ヲ講スルコト
  - 三、国ハ適性検査ニ関シ適當ナル中心機関ヲ設置スルコト
- 第五 失業共済（略）

なお、この答申には「移植民ノ保護奨励」の附帯事項のほか、附帯決議事項として「失業ノ防止及救済ノ徹底ヲ期スルニハ幾多ノ方法アルヘキモ就中現行教育制度及方針ニ関シ根本的改善ヲ計ルヲ以テ刻下ノ急務ナリト認ム依テ政府ハ速ニ此レガ適當ナル具体的方策ヲ樹立セラレンコトヲ望ム。」<sup>⑧</sup>が、付加されていた。

つまり、この制度化構想は、(一)その思想を失業労働者保護思想（救貧思想）にではなく、より積極的な防貧思想に

置いたこと、(二)授産・職業輔導事業と職業紹介事業との分化を意図したこと、より具体的に云えば、これまで職業紹介所の附帯事業であった授産・職業輔導事業を分離独立化しようとしたこと、(三)かかる授産・職業輔導施設の実施主体を、「原則トシテ地方公共団体、公益法人」に限定したこと、(四)かかる施設の増設のために、大幅な国庫補助あるいは助成措置の制度化を意図したこと、(五)訓練対象生を失業労働者のみならず、身体障害者にまで拡大したこと等を、その特徴とするものであった。

このような包括的な制度化構想に対し、その後の各種審議会の答申は、個別的・部分的ではあったが、しかしそれ故に、それぞれの地域事情を反映した職業訓練の制度化を構想しているのである。まずその第一は婦人に関する職業訓練についてである。名古屋及び大阪地方職業紹介委員会は、それぞれ昭和二年一二月及び昭和三年一月の答申<sup>④</sup>において、婦人職業紹介所(専門部)の設置を答申するとともに、前者では「婦人職業紹介所に」職業輔導ノ設備ヲナシ内職紹介ヲ行フコト」・「成ル可ク授産場ヲ併置シ速ニ就職シ難キ婦人等ヲ收容スルコト」を、又後者では「職業輔導機関ヲ(婦人職業紹介所に)附設スルコト」を構想した。

その第二は知識階級(小額給料生活者)に関する職業訓練についてである。かかる制度化構想はすでに言及した通り、大正一五年三月の中央職業紹介委員会答申においても見られたが、しかしそれはきわめて抽象的であり、且つ簡単なものであった。これに比し、社会政策審議会<sup>⑤</sup>は、昭和四年九月の「小額給料生活者ニ対スル授産施設国庫補助条件要綱案」<sup>⑥</sup>答申において、詳細且つ具体的な制度化構想を答申したのである。その骨子は次の通りである。即ち、(一)その事業実施主体は地方公共団体とすること、(二)その対象生は「小額給料生活者ノ失业者又ハ未就職者ニシテ生活困難ナル者」とすること、(三)その事業内容は「謄写、筆写、計算、図書整理、製図、製本、タイプライター等ノ事

務」とし、「必要アル場合ニ於テハ職業輔導ヲモ行フコト」とすること、(四)これ等事業に対し、「国庫補助、起債、低利資金ノ融通」を行うこと等にあつた。

その第三は一般工場失業労働者及び失業熟練労働者に関する職業訓練についてである。大阪及び名古屋地方職業紹介委員会は、それぞれ昭和六年三月及び同年十一月の答申<sup>⑤</sup>において、前者では「主要工業地域ニ簡易ナル再教育機関ヲ設ケ熟練労働者ノ職業転換ニ資スルコト」を、又後者では「国及地方公共団体ハ失業セル工場労働者ノ為職業輔導及授産施設ヲナスコト」を構想した。

その第四は季節的出稼労働者及び日傭労働者等に関する職業訓練についてである。青森地方職業紹介委員会は昭和六年一〇月の答申<sup>⑥</sup>において、「季節的出稼労働者ニ対スル技術ノ養成竝ニ其ノ向上ヲ図ル為關係地方公共団体出稼労働者保護組合等ニ於テ職業輔導ノ施設ヲ講スルコト」を構想した。又中央職業紹介委員会も昭和七年七月の答申<sup>⑦</sup>において、「職業指導及再教育施設、無料宿泊所、公設食堂、養老院、公設病院等ノ社会施設ト密接ナル連絡ヲ保チ又ハ職業紹介所ト之等ノ施設ヲ併設シ日傭労働者ノ福利増進ヲ図ルコト」を構想したのである。

その第五は短期雇用求職者に関する職業訓練についてである。当時の短期雇用の職業種類はきわめて多様であつたが、その一例をあげれば、家政婦・臨時職工・農業手伝・臨時売出商店手伝・石炭積込人夫等であつた<sup>⑧</sup>。かかる短期雇用職種の労働力需要が特に昭和八年前後以降、顕著化したのである<sup>⑨</sup>。このような社会要請を受けて、名古屋及び福岡地方職業紹介委員会は、それぞれ昭和八年三月の答申<sup>⑩</sup>において、前者では「短期雇傭求職者ニ対シ失業期間中簡易ナル業務ヲ與フル為メ授職ノ設備ヲ為スコト」を構想した。又後者では「短期雇傭ノ職業紹介」のために、「地方ノ需要状況ニ応シ講習会練習場設備等ニ依リ需要ニ適合スル労働者タラシムルコトハ最モ喫緊ノ事項ニシテ更ニ労働用

具ノ貸付及賃金立替等ノ施設ハ雇傭増進上貢献大ナルモノアリト認ム」と構想したのである。

この他、注目すべき答申として、昭和二年一二月の人口食糧問題調査会答申<sup>⑧</sup>、昭和八年一月の長野地方職業紹介委員会答申をあげることができる。即ち、前者では人口食糧問題解決施策の一つとして、「都市及農村ニ於ケル手工芸的副業ノ斡旋及指導ニ関シ適切ナル施設ヲ行フコト」と構想したのである。かかる手工芸的施設も一種の公共職業訓練施設と云えよう。又後者では「現在製絲女工ノ養成ハ主トシテ工場側ニ於テ為シツツアルモ相當ノ経費ヲ要スル關係上必要限度ニ止ムルノ状態ニ在リ」とし、「女工需給兩地ニ於テハ職業指導の見地ヨリ公共団体又ハ工場ヲシテ製絲女工養成所若ハ講習所等養成ニ適當ナル施設ヲ為サシムル」と同時に、「政府ハ右施設ニ対シ相當助成ノ方途ヲ講スルコト」を構想したのである<sup>⑨</sup>。

このように第二期の制度化構想は、第一期のそれに比し、公共職業訓練の制度化に対する姿勢をより積極化すると同時に、訓練対象生も訓練内容も多様化しようとしたのである。それではかかる制度化構想に対し、中央行政当局はどのような行政政策をとったであろうか。

その第一は昭和四年一〇月の「失業防止並救済ノ為ノ事業調節ニ関スル件」(社発第七九号)、昭和五年七月の「小額給料生活者授職施設ニ関スル件」(発社第八九号)、昭和七年五月の「失業応急事業ニ関スル件」(発社第五一号)の一連の通牒である。知識階級のための職業訓練に対する国庫補助制度は、この昭和四年の通牒によって、はじめて実現したのである<sup>⑩</sup>。かかる国庫補助は制度発足当初では、東京・大阪・京都・横浜・名古屋・神戸の六大都市に限定されていたが、しかしその後、昭和七年の通牒により、他の地域にも適用されることになったのである<sup>⑪</sup>。

その第二は東京地方職業紹介事務局長による昭和六年五月一五日の「授職施設ニ関スル経費支弁ニ関スル伺」と、

中央職業紹介事務局長による同年六月一日の同伺に対する回答である。前者の「(授産・職業輔導施設の) 経費ハ當然職業紹介費ヲ以テ支弁シ得ルモノト被認候得共為念貴局ノ御意見御回示相成度此段相伺候」に対し、後者は「右ハ授職斡旋ニ要スル程度ノ経費ニ対シテハ職業紹介費ヲ以テ支弁スルモ不得止モノト被存候」と回答したのである。この回答によって、公共職業訓練施設はこれまで禁止されていた職業紹介所の国庫補助金を、職業紹介所の附帯事業の名目で、使用できる途が開かれたのである。

その第三は昭和五年八月の「日傭労働者ノ失業ニ対スル応急的施設並職業紹介事務刷新ニ関スル件」(発社第一〇五号ノ六)通牒である。同通牒はこれ等日傭労働者に「派出授職等ノ斡旋ヲモ為スコト」とし、かかる労働者のための職業訓練の実施を期待したのである。しかしこの種の職業訓練の制度化は、次の第三期まで待たなければならなかった。

このように、第二期の行政政策はこの期の制度化構想の一部を具体化したに過ぎなかったと言えよう。しかしそれにもかかわらず、かかる政策が公共職業訓練施設の増設に貢献したことも、ほぼ間違いのない事実であった。例えば、内務省社会局社会部による全国授産・職業輔導施設実態調査によれば、公共職業訓練施設数は、昭和元年に一三カ所、昭和五年に二八カ所、昭和九年に四九カ所と増大したのである。

### 五、第三期の公共職業訓練

#### —— 組織化・体系化 ——

ところで、特に昭和七・八年以降、わが国経済の「昭和恐慌」からの脱出過程において、労働事情に再度の変化が

生じたことは、すでに第四表で見た通りである。それは「労働力過剰なれども、雇傭に堪えるもの少し」の新たな事態であった。例えば、大阪市職業紹介所に昭和八年四月から九月の間に、大阪工廠外一七会社から熟練工六七〇人の求人があったにもかかわらず、この求人に答え得る労働者は五六人に過ぎなかったのである。つまり、公共職業訓練はこれまでのように、単に失業労働者の救済あるいは防貧としての職業訓練にとどまらず、この熟練工不足問題にも対応しなければならなくなったのである。それではかかる事態に当面して、どのような制度化構想が建てられたであろうか。中央職業紹介委員会は昭和九年三月の答申において、きわめて注目すべき制度化構想を答申したのである。その概要は次の通りである。

答 申

職業紹介国営ノ方針ノ下ニ紹介所ノ組織経営ニ関スル根本的改善策ヲ講スヘキコトハ曩ニ答申セル所ナルモ求人求職ノ現状ニ鑑ミ就職ヲ一層容易ナラシムムカ為ニハ其ノ実現ヲ促進スルノ必要アリ……(中略)……本答申ニ於テハ職業紹介所ノ内容充実ヲ期スルト共ニ職業輔導施設ノ完備、身元證明及信用保證制度ノ普及、徒弟制度ノ改善等ヲ図ルハ助成的施設トシテ実施スヘキ有効ナル方策ナリト認メ是等ニ関シ具体的事項ヲ挙クルコト左ノ如シ

第一 職業紹介所ノ内容充実ニ関スル事項(略)

第二 職業輔導施設ノ完備ニ関スル事項

現在求人及求職ノ状況ヲ見ルニ求人アルニ拘ラス求職者ノ職業的素養ニ缺クル所アル為就職シ能ハサル者少カラサル現状ニ鑑ミ先ツ学校教育ヲシテ産業及社会生活ノ実情ニ適応セシムル為一般ノ改善ヲ為シ又雇傭主ヲシテ労働者ノ養成及職業的訓練ヲ為サシムルコト必要ナリ而シテ之ト同時ニ此種求職者ノ為適當ナル職業輔導施設ヲ設ケ職業紹介所ヲ中心トシテ之カ利用ヲ図ルコト亦緊要ニシテ之カ為必要ト認ムル事項左ノ如シ

一、職業輔導ノ各種方法

(イ) 労務者職業輔導機関ノ完備ヲ図リ一般求職者ノ為職業技能修得ノ途ヲ開クコト

- (d) 工業特ニ重工業ニ於ケル技術工ヲ希望スル青少年ノ為ニハ職業紹介所ハ工場各種工業学校又ハ他ノ輔導施設ト連絡シテ其ノ養成ヲ委託スルコト
- (e) 軽易ナル職業的知能及至技術ヲ修得セシムル為職業紹介所ヲシテ必要ニ応シテ各種ノ短期講習会ヲ開カシムルコト
- (f) 日傭労働者中特ニ熟練労働者タリ得ヘキ素質ヲ有スル者ノ為ニ輔導教育ヲ行フコト
- (g) 職業上ノ災厄ニ因ル不具癱疾者並戦傷者等ノ為其ノ再教育施設ヲ拡充スルコト
- 二、副業輔導ノ為適當ナル施設ヲ為シ且内職ノ供給者ト連絡シ仲介機関ノ整備ヲ図ルコト
- 三、職業紹介所ノ職業輔導施設ニ関シ注意ヲ要スル諸事項
  - (i) 輔導ヲ為スヘキ職業ノ種目ノ選定及其ノ輔導ノ規模ニ付テハ當該地方及産業ニ於ケル需給状況並他ノ職業輔導施設ノ状況ヲ斟酌シテ決定スルコト
  - (ii) 職業輔導ヲ為スニ當リテハ各其ノ職業ノ必要ニ応シ事務的及技術的輔導ヲ為スハ勿論精神的訓練ヲ為スコト
  - (iii) 職業輔導ヲ為スニ當リテハ需給状況ニ応シ都市ト地方トノ連絡ヲ図リ必要ニ応シ輔導期間中ノ宿泊設備ヲモ併セ設クルコト
  - (iv) 職業輔導ニ要スル経費ニ対シテハ国庫ヨリ補助スルコト
- 第三 求職者ノ身元證明及信用保證制度ノ普及ニ関スル事項(略)
- 第四 徒弟制度ノ改善ニ関スル事項(略)

つまり、この答申は訓練対象生・訓練内容別に、次のような五類型の職業訓練施設の制度化を構想したのである。即ち、(一)一般求職者のための職業技能習得施設、(二)技術工志望の青少年のための輔導施設(工業学校等への委託を含む)、(三)特に訓練対象性を限定しない軽易な職業的知能乃至技術修得のための短期講習会、(四)日傭労働者のための輔導教育施設、(五)身体障害者のための再教育施設である。これ等のいずれの職業訓練施設も、すでに構想あるいは一部実施されてきたものであるが、しかしこのことは、この制度化構想の評価を決して低くからしめるものではなかつ

た。それは公共職業訓練を体系化し、これ等施設への国庫補助制度の導入を鮮明化しているからである。

この他、この期の各種審議会が答申した制度化構想は、次の通りである。即ち、長野及び名古屋地方職業紹介委員会は、それぞれ昭和九年八月及び同年一〇月の答申<sup>⑧</sup>において、前者では「地方青少年其ノ他ノ都市就職ヲ円滑ナラシム」ために、「地方連絡紹介所ニハ簡易宿泊所ヲ併置セシムルハ勿論、都市就職者ノ短期訓練、講習ヲ為ス機関ヲ附属セシムルコト」を、又後者では「職業紹介所ハ優良ナル僕婢養成ノ為講習会、女中読本ノ頒布等ノ方法ヲ講スルコト」を構想したのである。同様に、東京及び大阪地方職業紹介委員会も、それぞれ昭和九年一二月及び昭和一〇年一月の答申<sup>⑨</sup>において、前者では「小店員、僕婢紹介斡旋ノタメニ」、「再教育、再訓練ノ施設ヲ講スルコト」を、又後者では「小店員及戸内使用人」のために、「需要地ノ職業紹介所ニ地方連絡部ヲ設ケ」、「職業知識ノ涵養、作業訓練、実習等ノ為講習又ハ輔導ノ設備ヲ為スコト」を構想したのである。つまり、これ等答申の制度化構想は、いずれも上記五類型の職業訓練施設のうち第三類型のそれであったと云えよう。

それではかかる制度化構想はどのように実現したであろうか。その第一は昭和九年八月の「簡易ナル職業輔導施設ニ関スル件」(収業第八四五号)通牒である。即ち、同通牒において、中央職業紹介事務局長は各地方職業紹介事務局長宛に、「簡易ナル職業輔導ニ関シテハ職業紹介所ニ於テモ亦施設スルノ要アルモノト被存候条之カ実施ニ付テハ」、「適切ナル施設ヲ講セシメラレ度<sup>⑩</sup>」と通牒し、上記五類型の職業訓練施設の設置を督励したのである。東京地方の例によれば、東京地方職業紹介事務局長はこの通牒に基づき、昭和九年八月に所轄公共職業紹介所長・経営主体に同文の「簡易ナル職業輔導施設ニ関スル件」(収業第五八七号)を発し、その設置を奨励したのである<sup>⑪</sup>。

その第二は昭和一一年六月の「失業者更生訓練施設ニ関スル件」(発社第五七号)通牒である。この通牒により、

日傭労働者・季節的出稼労働者に「発奮ヲ促シ之ヲ指導シテ自立更生ノ途ニ進マシムル」ことを目的とした失業者更生訓練施設の制度化が実現したのである。その概要は次の通りである。<sup>⑧</sup>

失業者更生訓練施設国庫補助条件要綱

- 一、失業者更生訓練施設ハ六大都市及福岡県内ノ救済ヲ要スベキ失業者特ニ多キ都市又ハ其ノ附近ニ於テ行フモノナルコト
- 二、事業ノ施行主体ハ府、県、市タルコト、但シ訓練ノ実施ヲ適當ナル団体ニ委託スルヲ得ルコト
- 三、本事業ニ対スル国庫補助金ハ専任指導、職員給料、屋舎ニ関スル費用、初度調辨費並經常諸費ノ支出精算額ニ対シ其ノ二分ノ一以内ノ金額ヲ交付スルモノトス
- 四、事業ハ失業応急事業ノ為登録セラレタル失業者又ハ登録希望者中適當ト認ムル者ヲ收容シ、専任ノ指導職員ヲ設置シテ更生ニ必要ナル教化訓練ヲ行フモノナルコト
- 五、被訓練ノ詮衡ニ當リテハ左記各号ニ依ルコト
  - (イ) 教化訓練ニ堪エ効果アリト認メラルル者ナルコト
  - (ロ) 原則トシテ年令三五才以下ノ独身者タルコト
  - (ハ) 伝染性ノ疾病ヲ有セザル健康体ノモノタルコト
  - (ニ) 団体生活ニ支障アル性癖ヲ有セザルモノナルコト
- 六、被訓練者ヲ收容スル為適當ノ屋舎ヲ設クルコト、但シ一時的施設ナルヲ以テ成ルベク既設ノ屋舎ヲ充テ又ハ借家等ノ方法ニ依リ設備スルコト
- 七、指導職員ハ被訓練者ト寢食ヲ共ニシ、居常訓練ニ當ルモノナルヲ以テ特ニ人選ニ留意シ適當ナル資格ヲ有スル者ヲ選任スルコト
- 八、指導職員ノ数ハ大体被訓練者二〇人乃至三〇人ニ付一人ノ割合ヲ以テ設置スルコト
- 九、教化訓練ハ精神ノ作興ヲ主眼トシテ行ヒ、精神ノ鍛練、勤勞ノ訓練、情操ノ涵養、生活指導等失業者更生ニ必要適切ナル方法内容ニ依リ地方ノ実情ニ応ジテ勘案実施スルコト

- 一〇、勤労訓練ハ失業応急事業ノ就業ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ルコト此ノ場合被訓練者ノ就業場所ハ原則トシテ一般ノ就業場所ト區別スルコト
- 一一、訓練期間ハ原則トシテ五ヶ月以上トスルコト
- 一二、訓練期間中ハ賃金ノ一部ヲ必ラズ貯金セシメ指導職員ニ於テ適當ト認ムル事由アル場合ノ外拂戻ヲ為サシメザルコトトスルコト
- 一三、訓練期間中ハ一定ノ簡易ナル製服ヲ給與シ食費ハ原則トシテ被訓練者ノ自辨トスルコト
- 一四、被訓練者収容後約一〇日間ヲ假収容期間トシ、此ノ期間ニ於テ収容後発見セル不適格者ノ整理及補充ヲ行ヒ、訓練期間中ノ頻繁ナル異動ヲ防グト共ニ、中途脱退ヲ防止スル方法(例ヘバ再登録ノ留保)ヲ講ズルコト
- 一五、国庫補助金交付手続(略)
- 一六、事業施行報告(略)

つまり、失業者更生訓練施設は一種の道場風の精神訓練機関であった。その第三は昭和一一年八月の「職業紹介法關係改正法令等ノ施行ニ関スル件」(発社第八三三号)通牒である。同通牒は、「職業紹介所ハ必要ニ応ジ求職者宿泊又ハ輔導施設等ノ設備ヲナスコト」と通牒し、かかる職業訓練施設の設置を各地方公共団体に奨励したのである。この奨励により、公共職業訓練施設数は昭和一一年度の七四カ所から昭和一二年度の二六三カ所に急増をみたのである。勿論、これ等施設はその名称、訓練期間、訓練内容において、多様であったが、しかし前述の五類型の公共職業訓練施設のいずれかに属するものであった。

## 六、む す び

昭和一三の「職業紹介法改正」公布以前における公共職業訓練制度に関するわれわれの仮説結論は、以上のような制度史分析によって、一部実証できたように思う。そしてこの実証は第二部の公共職業訓練施設の実態分析によって、さらに補強されるであろう。

それでは本稿のもう一つの課題、即ち、この時期の公共職業訓練制度の存在理由は、どのように捉えられ、あるいは捉えられるべきであろうか。通説は、「失業して生活困窮している人々に対し、簡易な職業更生のみちを与え、精神訓話を施す」ことであつたと捉え、かかる存在理由の故に、この時期の公共職業訓練制度は「初期的段階」・「慈善政策的なもの」・「消極的な社会施設」に過ぎなかつたと結論づけている。

しかしかかる結論は首肯できないし、又そこからは何等の歴史的教訓も学ぶことはできないのである。と云うのはその結論の中に熟練工養成という価値尺度で、職業訓練制度を評価しようとするア・プリアリな姿勢を垣間見るからである。むしろ、事実には則するならば、この時期の公共職業訓練制度は、今日的な批判にも耐え得る存在理由を内包していたのである。それは、失業労働者であると否とにかかわらず、これ等労働者に「生きること」・「働くこと」・「学ぶこと」の保障を、その存在理由としていたことが指摘できるからである。換言すれば、この時期の公共職業訓練の実践は、「生きること」の保障が「働くこと」の保障を意味し、この両者の保障が「学ぶこと」の保障を必然化することを、プリミティブな形で実証したと云つても過言ではない。

かかる見解の妥当性は、当時の実践家・理論家達も、この「生・働・学」の視点から、公共職業訓練制度の位置づ

けを試みていた事実をあげることによつても、傍証できるように思う。例えば、豊原又男<sup>⑧</sup>と並んでわが国職業紹介事業の草わきの存在であつた大阪職業紹介所の八濱徳三郎<sup>⑨</sup>は、「生・働・学」の関連性を次のように捉えている。即ち、「苟くも人類として此の世に生れ来れる以上は、人格的活動の手段として労働に従事し、其の労働の結果として生活の資料を享有し、以て生命の保全を計るは、人類相互に命ぜられた義務<sup>⑩</sup>」である。従つて、「此の義務を履行せん為に、各人は社会に対して労働を請求し、且つ生活を維持するに必要な資料を享有するの権利を有する<sup>⑪</sup>」と述べ「社会問題も社会政策も、生存権を基礎とするにあらざれば、畢竟ずるに画餅ならんのみ空想ならんのみ。」と結論づけたのである。勿論、八濱の指摘する「社会問題」・「社会政策」の中に、公共職業訓練問題が含意されていたことは云うまでもない。

「救済研究」の監修者であり、且つ社会問題のオピニオン・リーダーでもあつた小河滋次郎<sup>⑫</sup>は、「生・働」について、「労務は人の生存に必要な条件であつて、すべての人の享有する生存の権利を保存するは即ち社会當然の責任<sup>⑬</sup>」であるとし、「学」との関連性を次のように捉えた。即ち、「教育は貧困に対する最も有力なる支柱である。貧困の苦境から脱出し得唯一の足場となる所の物も教育である。教育によつて獨立の自助奮励心も起り得ることになる<sup>⑭</sup>」と。

ジャーナリストの楠原祖一郎の論理は、より明解であつた。即ち、「職業輔導は、人類生存の本然性に基き、人をして社会的饗宴の席より迫るる憂を無からしむる為に、各人の社会的技能を向上進化せしめん事を目的とする、即ち生存権肯定の思想の上に起ち其の平衡を失せしめざらん事に努力するものにして、失業問題とは二にして一なる問題である。」<sup>⑮</sup>従つて、「職業の輔導は前項にも少述せる如く、各人の人格を認めて而して後輔導さるる筈のものであつて、慈惠的に、其の人格を蹂躪して為さるべきものではない。職業の輔導は人的存在の助長であるが、救済ではないので

ある。是れを救済と解釈し得られない事はないが、かく解釈さるは其の當を得ないのである。」と結論づけたのである。

勿論、かかる実践家・理論家達の存在を根拠に、当時の公共職業訓練がこの理論通りに実施されたと、云うつもりはない。むしろ、第二部の事実の示すところによれば、ある公共職業訓練施設では「生・働」の、又他のそれでは「学」の施設と化し、それ故にこれ等両施設は、ともにその社会的存在理由を喪失して行つたのである。しかし、この事實は、公共職業訓練制度の存在価値を否定するものではなく、むしろ、それが如何にパラドクシカルな存在であるかを象徴していると、解すべきであらう。つまり、公共職業訓練制度は、その存在理由を「生・働・学」に置いた時、はじめて社会的存在としての市民権を獲得できるにもかかわらず、しかしその存在理由の故に、この市民権を守ることがきわめて困難であったと云うことである。この時期の公共職業訓練制度の実態は、まさにこのことをわれわれに語りかけているのではなからうか。

(注)

- (1) 岩崎隆造『これからの職業訓練の課題』、労働基準調査会、昭和五四年。このことを「新たな制度に基づく職業訓練行政の幕明け」(はじめに)と表現している。
- (2) 宗像元介「公共職業訓練の意義に関する一試論」(職業訓練研究第三巻)、一九七九年、一〇一―一四頁)を参照されたい。
- (3) 佐々木・田中「戦前と戦後の公共職業訓練制度の連続・非連続性について」、一九七九年、タイプ印刷。一〇一―一六頁を参照されたい。
- (4) 社会局『第十九回国際労働総会報告書』、昭和一一年。「年少者ノ失業ニ関スル勧告」Recommendation (No. 45)

concerning unemployment among young persons の第一条中の Vocational training centres を「職業訓練所」と翻訳している(三一八頁)。

- (5) 公共職業訓練に関する主要な先行研究としては、細谷俊夫『技術教育』、育英社、昭和一九年、渋谷直蔵『職業訓練法の解説』、労働法令協会、昭和三三年、労働省『労働行政史第一巻』、労働法令協会、昭和三六年、和田勝美『職業訓練の課題と方向』、労務行政研究所、昭和四三年、日産訓『産業訓練百年史』、日産訓、昭和四六年、国立教育研究所『日本近代教育百年史第一〇巻』、文唱堂、一九七三年等をあげることができる。しかしこれ等の成果においても、昭和一三年以前の考察は十分でない。
- (6) 渋谷直蔵の説が通説となり、和田勝美及び日産訓の前掲同書においても、その説が採用されている。
- (7) 渋谷直蔵、前掲同書、六八～六九頁。
- (8) 明治九年八月一〇日内務省乙第九三号府県宛、「當省中授産局設置候條為心得此旨相達候事」。以下、特記しない限り、関係法令は『法令全書』による。
- (9) 士族授産の実施内容は、吉川秀造『士族授産の研究』、有斐閣、昭和一九年、我妻東策『明治社会政策史』、三笠書房、昭和一五年を参照されたい。
- (10) 生江孝之「我邦救貧行政に対する管見」(大阪社会事業連盟『社会事業研究第一七巻第一号』、一一頁)。
- (11) 水野鍊太郎「救済の本義」(救済事業研究会『救済研究第一巻第四号』)。水野内務次官はこのことを、「市町村とか国とかが直接に之(『窮民救助』、引用者注)をやるといふ主義は萬已むを得ざるもの外は成べく避けたい、慈善家有力者涙あり血のある同情家が相集って、職を得ざる者を助け貧困に陥る者を救ふといふやうな主義が最も喜べきことであらうと思ふ。」(附七頁)と述べている。
- (12) 布川孫市「統計上より観たる感化救済事業」(救済研究第三巻第六号・第七号)によれば、明治四四年末現在の授産、職業紹介所三〇カ所の内、公立は三カ所と報告している。
- (13) 救済事業調査会は大正七年六月二五日の「救済事業調査会官制」により設置。その目的は「内務大臣ノ監督ニ属シ、其ノ諮問ニ依リ救済事業ニ関スル事項ヲ調査審議シ意見ヲ開申ス」にあつた。会長は小橋内務次官、委員二〇名、幹事二名。同年七月三日に第一回会議を開催。答申に至る経過は、救済研究第六巻第七号、一一二～一二〇頁を参照されたい。

- (14) 『第一回国際労働会議報告書』(労働省図書館蔵)。わが国は大正十一年一月二三日、「失業ニ関スル条約」を批准した。この条約条項のうち、「第二条、本条約ヲ批准スル各国ハ中央官庁ノ管理ノ下ニ在ル公設ノ無料職業紹介所ノ制度ヲ設クヘシ」は、本稿の主題との関連で注目される条項である。
- (15) 社会事業調査会は大正一〇年一月一三日の「社会事業調査会官制」により設置。その目的は「内務大臣ノ監督ニ属シ社会事業ニ関スル事項ニ付関係各大臣ノ諮問ニ応シ調査審議ス」にあつた。会長は床次内務大臣、委員二一名、臨時委員四名、幹事四名。同年一月一九日に第一回総会を開催。答申に至る経過は、救済研究第九卷第一号、一〇二〜一〇三頁、及び大原社会問題研究所『日本社会事業年鑑大正一一年版』、一三二〜一三三頁を参照されたい。
- (16) 福原誠三郎「回顧十年」(中央職業紹介事務局『職業紹介法施行拾年』、凸版印刷株式会社、昭和八年)は、「職業紹介法は同条約案(失業ニ関スル条約案、引用者注)の趣旨を酌み制定された」(一二頁)と指摘している。同様に、遊佐敏彦「失業問題」(長谷川良信編『社会政策大系第三卷』、大東出版、大正一五年)も、職業紹介法は「一九一九年ワシントン第一回国際労働会議失業救済の精神によつたものである事は、勿論である」(八七頁)と指摘している。
- (17) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑第一卷』、大原社研、大正九年。このことを「休戦条約が成立した時」、「我国の産業界は一大不況に陥るものであらふとの予想が実業界を始め政府當路の人々の頭を支配し、次で来るべき失業者の問題、労働者生活不安の問題、更に其傾向が悪化した場合に起る社会的不安に就ての問題が種々の方面によつて論議された」(三二三頁)と報じている。
- (18) 日本労働年鑑第二卷、一二八〜一三〇頁。
- (19) 内閣統計局『第四五回日本帝国統計年鑑』、内閣統計局、大正一五年、四二二〜四一三頁。
- (20) 内務省の全組織機構の変遷は、大霞会『内務省史第四卷』、地方財務協会、昭和四六年、七三二〜七四九頁を参照。
- (21) 社会局『社会事業調査会報告(第一回)』、鷺見文友堂、昭和三年。この社会事業調査会は、「社会事業調査会会則」(閣議決定)によれば、「社会事業ニ関スル事項ニ付内務大臣ノ諮問ニ応シ調査審議ス」・「社会事業ニ関スル事項ニ付関係大臣ニ建議スルコトヲ得」にあつた。会長は浜口内務大臣、委員一六名、臨時委員三名、幹事三名。大正一五年七月一五日第一回総会を開催。審議経過は同上書を参照されたい。
- (22) 佐々木・田中『職業訓練関係資料集(一)』調査研究資料第三〇号、職業訓練研究センター、昭和五四年度より作成。

- (23) 中央職業紹介事務局『職業紹介委員会答申集』(以下、委員会答申集と云う)、昭和十一年、八〇九、一五、一三七頁。
- (24) 委員会答申集、一二五、一四〇頁。
- (25) 委員会答申集、一五頁。
- (26) 中央職業紹介事務局『職業紹介法関係法規』(以下、職業紹介法関係法規と云う)、若松印刷所、昭和六年、八三頁。  
脚注(16)を参照されたい。
- (27) 日本社会事業年鑑大正一一年版、一三四〜一三五頁。
- (28) 日本社会事業年鑑大正一三年版、三五頁。
- (29) 職業紹介法関係法規、三三頁。
- (30) 本誌掲載第二部論文を参照されたい。
- (31) 職業紹介法関係法規、八四頁。
- (32) 同前書、九〇〜九一頁。
- (33) 同前書、八〇頁。
- (34) 公共職業紹介所設置への政策努力は、大正九年四月の「失業保護ニ関スル施設ノ件」(地発第九八号)、同年七月の「公益職業紹介所設備ニ関スル件」(地発一五〇号)、大正一〇年七月の「職業紹介所設置並国庫補助ニ関スル件」(発社第九一号)、大正一一年一二月の「職業紹介所ノ利用ニ関スル件」(発社第二部第一号)、大正一二年四月の「職業紹介所ノ普及奨励ニ関スル件」(発社第一号)等の通牒、及び大正一三年一二月の「労働者募集取締令」(勅令第三六号)、大正一四年一二月の「営利職業紹介取締規則」(内務省令第三〇号)を、又後者のそれは、大正一四年八月の「失業労働者ニ関スル内務大臣声明」以後、各種の失業救済土木事業に関する通牒に見ることが出来る。なお、これ等「失業救済事業」は、和七昭年五月の「失業応急事業ニ関スル件」(発社第五一号)以降、「失業応急事業」と改称された。
- (35) 労働行政史第一巻、五三六頁。
- (36) 社会事業調査会『失業保護施設ニ関スル体系』、一〜七頁。
- (37) 同前書、七頁。
- (38) 委員会答申集、一九四、二〇四頁。
- (39) 委員会答申集、一九四、二〇四頁。

- (40) 社会政策審議会は昭和四年七月一九日の「社会政策審議会官制」により設置。その目的は「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応シテ社会政策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」にあつた。会長は浜口内閣総理大臣、委員二四名、書記六名。同年八月九日に第一回總會を開催。審議経過は、社会政策審議会『社会政策審議会ニ於ケル失業者救済ニ関スル諮問ニ対スル答申ノ経過概要』(謄写刷リ、二六五頁)を参照されたい。
- (41) この答申は「失業防止並救済ノ為ノ事業調節ニ関スル要綱」答申の一部である。全文は、同前書、八〇一五頁を参照。
- (42) 委員会答申集、一五五、一六〇頁。
- (43) 同前書、一一一頁。
- (44) 同前書、一二〇頁。
- (45) 福岡地方職業紹介委員会答申は、短期雇傭の職業種類を、一、常時的——家政婦・臨時工等一四種、二、季節的——農業手伝・酒造労働等一三種、三、一時的——臨時売出商店手伝等一二種をあげている。
- (46) 委員会答申集、二四九〜二五〇頁。
- (47) 同前書、二五一〜二五五頁。
- (48) 人口食糧問題調査会は昭和二年七月七日の「人口食糧問題調査会官制」により設置。その目的は「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ、関係各大臣ノ諮問ニ応シテ人口問題及食糧問題ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議ス」にあつた。会長は内閣総理大臣、副会長を内務・農林大臣、委員四六名以内で構成。
- (49) 社会局社会部『失業問題関係事務参考資料』、昭和八年、一五〇頁。
- (50) 委員会答申集、二〇八頁。
- (51) 職業紹介法関係法規、一三三頁。国庫補助の割合は、(一)官庁ノ委託ニ係ル事務ニ付テハ就業者手当ノ全額、(二)公共団体ノ事務ニ付テハ就業者手当ノ二分ノ一、(三)労働手帳作成ニ要スル費用ノ二分ノ一、(四)前各号以外ニ經常諸費及建築費ノ二分ノ一となつている。
- (52) 社会局社会部『失業問題関係事務参考資料』、昭和一二年、三九〜四二頁。
- (53) 職業紹介法関係法規、四七〜四八頁。
- (54) 同前書、四八頁。

- (55) 社会局社会部『失業問題関係事務参考資料』、昭和九年、一四一頁。
- (56) 社会局社会部『授産並職業輔導事業概要』、第一印刷、昭和八・一〇年。社会部は昭和四年八月、昭和七年三月、昭和九年三月に、それぞれ調査を実施した。昭和四年の調査については、原資料を入取し得なかった。
- (57) 大阪市社会部『大阪市職業紹介事業史』、中田光荣堂、昭和一四年、八五頁。
- (58) 同前書、八七頁。
- (59) 委員会答申集、二五七〜二六二頁。
- (60) 同前書、五〇、五二、二二三頁。
- (61) 同前書、二一五、二一八頁。
- (62) 中央職業紹介事務局『職業紹介公報第一二九号』、一成社、昭和九年、八頁。
- (63) 東京地方職業紹介事務局『職業紹介関係例規』、西脇印刷所、昭和一〇年、一〇頁。
- (64) 大阪地方職業紹介事務局『職業紹介関係例規』、昭和一二年、一八頁、及び長野地方職業紹介事務局『職業紹介法関係例規』、大日本法令出版、昭和一〇年、一八〇〜一八一頁。同文の通牒が見られる。
- (65) 社会局社会部『失業問題関係事務参考資料』、昭和一二年、一五五〜一五八頁。
- (66) 社会局社会部『職業紹介法並関係法令通牒』、昭和一二年、一〇頁。
- (67) 第五九回大日本帝国統計年鑑、一四〇〜一四一頁。
- (68) 前掲『職業紹介法施行拾年』、五〜三二頁。豊原又男の職業紹介事業実践が紹介されている。
- (69)・(73) 救済研究第一〇巻解説を参照されたい。八濱及び小河の業績が紹介されている。
- (70)・(71) 八濱徳三郎『慈善の動機』(救済研究第六卷第九号、二七頁)。
- (72) 同前書、三〇頁。
- (74) 小河滋次郎『救貧及防貧事業』(『社会政策大系第七卷』、一一〇頁)。
- (75) 同前書、三三頁。
- (76) 楠原祖一郎『職業補導に関する考察』(社会事業研究第一一巻第三号、九〜一〇、一四頁)。
- (77) 同前書、一五頁。

(78)

次のような論文も注目される。鈴木文治「救済興国救済亡国」(救済研究第一巻第四号)、大久保利武「国家問題たるべき救済事業の使命」(救済研究第五巻第二号)、賀川豊彦「日本に於ける防貧策としての労働組合運動」(救済研究第六巻第六号)、豊原又男「過去を顧みて」(前掲『職業紹介法施行拾年』)。

(ささき てるを 職業訓練研究センター 訓練制度研究室)